

平成22年(行コ)第20号

日韓会談文書一部不開示決定処分取消等請求控訴事件

控訴人 吉澤文寿外9名

被控訴人 国

控訴理由書

2010年3月31日

東京高等裁判所 第17民事部口八係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 東澤 靖

同 川口和子

同 二関辰郎

同 小町谷 育子

同 魚住昭三

同 古本晴英

同 張界満

目次

第1 原判決の誤り——総論部分	4 頁
1 はじめに	4 頁
2 情報開示請求権の重要性	7 頁
3 立法過程において「一応の理由」という文言は認められなかつたこと	15 頁
4 原判決は実質的に立証責任を転換していること	17 頁
5 原判決が採用した審査基準の誤り	18 頁
6 専門的・技術的判断を情報の不開示についてのみ尊重する誤り	
	20 頁
第2 「一般的又は類型的」立証責任の誤り	22 頁
1 原判決における情報公開法 5 条 3 号・4 号該当性に関する国の立証責任とその誤り	23 頁
2 原判決の日本語のおかしさ	24 頁
3 原判決が情報公開法 5 条 3 号及び 4 号のみを 6 号と区別して取り扱うことの論理矛盾	25 頁
4 裁判所に退けられた処分行政庁・国の「一般的、類型的な観点」からの不開示情報該当性の主張	26 頁
5 立法時に期待された情報公開訴訟の立証上の工夫	30 頁
6 原判決が示した国の立証責任に関する一般的な基準が具体的な認定に及ぼした効果 - 被告の立証の程度の著しい軽減	32 頁
7 原判決の条文に明らかに反した解釈	33 頁
8 小括	35 頁
第3 原判決における誤った審査対象の限定とあるべき審査対象	35 頁

1	原判決の判断とその誤り	3 5 頁
2	不開示事由の有無において審理されるべき事項	3 6 頁
3	韓国側での開示ならびに内容の推測可能性について	4 3 頁
4	日韓会談と日朝交渉との状況の相違について	4 4 頁
5	「時の経過」が考慮されるべきこと	4 5 頁
第 4	本件各文書における不開示事由の非該当性	4 9 頁
1	本件文書 1 について	4 9 頁
2	本件文書 2 について	5 0 頁
3	本件文書 3 について	5 3 頁
4	本件文書 4 について	5 6 頁
5	本件文書 5 について	5 8 頁
6	本件文書 6 について	5 9 頁
7	本件文書 7 について	6 0 頁
8	本件文書 8 について	6 3 頁
9	本件文書 9 について	6 6 頁
10	本件文書 10 について	6 8 頁
11	本件文書 11 について	7 0 頁
12	本件文書 12 について	7 2 頁
13	本件文書 13 について	7 6 頁

第1 原判決の誤り——総論部分

1 はじめに

原判決は、情報公開法5条3号、4号該当性の審査方法及び立証責任の所在等について、他の不開示事由該当性に関する場合と同様に、原則として処分を行った行政庁の所属する行政主体である被告において立証すべきであるとしている。

しかしながら、原判決は、3号、4号について行政機関の長による一次的判断を尊重する余り、結局のところ、実質的には立証責任を転換させるに等しい立場をとっている。原判決が採用する判断枠組みにしたがえば、およそ行政機関の長による3号、4号に関する不開示決定が裁判所によって取り消される余地はなくなってしまい、裁量開示と別に義務的開示として5条3、4号を設けた趣旨が没却されることになりかねない。原判決による3号、4号の判断枠組みは、情報開示請求権の重要性や情報公開法の趣旨に照らして見直されなければならない。

(1) 原判決の判断

原判決は、3号の立法趣旨について、「この規定は、我が国の安全、他国等との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益を確保することは、国民全体の基本的利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり、これらの利益等を十分に保護する必要があることから設けられた規定である」としたうえで、同号の文言が「おそれがある情報」ではなく「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定していること、同号の開示又は不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと等を指摘したうえで、「同号に規定する事由があるか否かについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるかどうか、すなわ

ち、開示をしない旨の決定が裁量権の行使としてされたことを前提に、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるなど、当該行政機関の長に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められるか否かを判断するという審査方法によるべきであると解される」と判示する。さらに、原判決は、「被告において、当該処分に係る行政文書の部分に記載されている情報に係る事柄、当該情報の性質、当該処分をするに当たって前提とした事実関係その他の当該処分当時の状況等の、一般的又は類型的にみて、それらに照らし当該情報が同号に掲げる国の安全等の確保に関するものに当たることを推認するに足りる事情を立証する必要がある」としたうえで、そのような立証があった場合には、「原告が、当該処分につき行政機関の長の裁量権の範囲からの逸脱又はその濫用があつたことを基礎付ける具体的な事実について立証することを要するというべきである」とする。

原判決は、5条4号についても、ほぼ同様の捉え方をしている。

(2) 原判決の判断の誤り——概略

原判決は、次に指摘するとおり、多数の誤りをおかしている。

- ① 原判決による3号、4号の立法趣旨の捉え方自体はおおむね誤りではない。しかし、原判決は、3号、4号を適用して情報を不開示にする場合に、それにより守られる利益のみに注意を向けており、それにより制約を受ける情報開示請求権の重要性への配慮を完全に欠いている。
- ② 3号、4号の文言が、「おそれがある情報」ではなく「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とさ

れているのはそのとおりである。しかし、控訴人が一審で指摘したとおり、情報公開法の立法過程では、この文言を「一応の理由」とし、行政機関の長の裁量を広く認める文言とすることが提案されたが、それは認められずに「相当の理由」となったという経緯がある。

しかし、原判決はそのような経緯を一切顧慮していない。

- ③ 原判決は、「同号に規定する事由があるか否かについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるかどうか、すなわち、開示をしない旨の決定が裁量権の行使としてされたことを前提〔とする〕」と判断している。しかし、3号、4号はあくまでも原則開示という情報公開法の原則に対する例外規定であって、同号は、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定している。「開示をしない旨の決定が裁量権の行使としてされたことを前提」にするという原判決の立場は、「判断の合理性」の存否あるいは「相当の理由」の存否を判断すべき場面において、それぞれの存在を最初から前提にしてしまうものであって、実質的に立証責任を転換するものである。
- ④ 原判決は、「その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるなど、当該行政機関の長に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められるか否かを判断する」という審査基準を採用する。しかし、このような審査基準は、行政機関の裁量の幅や制約される権利の性質が全く異なるマクリーン判決における審査基準を想起させるものであって、行政機関の長に広範な裁量権を与えすぎており、3号、4号該当性判断に用いるのは誤りである。

以下、情報開示請求権の重要性（後記2項）、立法過程において「一応の理由」という文言は認められなかつたこと（後記3項）、原判決が実質的に立証責任を転換していること（後記4項）、審査基準の誤り（後記5項）について、それぞれ分けて詳論する。

2 情報開示請求権の重要性

（1）はじめに

以下に詳論するとおり、情報公開法が定める情報開示請求権は、憲法上の知る権利を具体化したものであり、また、情報公開法1条が明記する「国民主権」原理からは、国民による具体的な情報開示請求権が導かれるものである。情報開示請求権は、国政のあり方に関する国民の表現の自由を基礎付ける憲法上も重要な権利であるが、原判決はそのような視点を完全に欠いている。

次項以下では、知る権利とその法的性質、国民主権論に基づく知る権利の具体的権利性について分けて論じる。

（2）知る権利とその法的性質

ア 憲法21条が知る権利を保障していること

わが国の憲法が定める国民主権原理からは、表現の自由を定めた憲法21条によって、国民が国家機関に対して情報の提供を求めるという意味での知る権利が保障されていると解される。

まず、国民主権原理上、主権者としての国民は、選挙を通じて代表者を選択する権限をもつが、この権限を適切に行使するためには、国民は常日頃、国政に関する情報を広く入手する機会を持たなければならぬ。また、国民は、選挙時の代表選択権限だけでなく、日常不斷に国政を監視し、さまざまな手段を通じて、国政につき発言し、表現

し、その方向付けや内容に一定の影響力を与えるべく努力することが求められている。

この際、国のあり方を認識し、これに対して意見を表明する前提として、国民には情報が与えられていなければならない。すなわち、国民主権の原則は、国政に関し国民が知る権利を有していることを、当然の前提としており、知る権利が保障されず、したがって国政に関する情報が十分に与えられることのないところでは、国民主権の原則は、まやかしに過ぎなくなる。

かかる憲法の主権原理からすると、憲法 21 条が定める表現の自由には、単に、思想、情報、意見の発表、伝達の自由だけでなく、これを自由に流通させ、これを受け取る自由が含まれていることはもちろんであり、かかる消極的な「知る自由」の保障だけでなく、国家に情報を求める請求的な性格を持った「知る権利」を保障していると解さなければならない。なぜなら、国家機能の増大が公権力の側に膨大な量の情報の集中管理をもたらしている現代社会においては、公権力が保有する情報を知り、それを利用することが認められないとすると、思想、情報、意見を十分に形成することなどできず、表現の自由の保障も実体を欠いたものとなってしまうのであり、思想や意見の形成を支える条件として、国家が保有する情報に接し、これを利用することを求める積極的な権利が不可欠と考えられるからである。

最高裁判所も、いわゆる博多駅テレビフィルム提出命令事件判決（最大判昭 44・11・26 刑集 23・11・1490）において、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するもの」ものとして、情報を受け取る自由としての知る権利の保障を認めており、いわゆる北方ジャーナル事件（最大判昭 61・6・11 民

集40・4・872）や法廷メモ採取事件（最大判平元・3・8民集43・2・89）においても、その意義の重要性について言及しながら、最高裁判所は、次のように説明している。

「主権が国民に属する民主制国家は、その構成員である国民がおよそ一切の主義主張等を表明するとともにこれらの情報を相互に受領することができ、その中から自由な意思をもつて自己が正当と信ずるものを探用することにより多数意見が形成され、かかる過程を通じて国政が決定されることをその存立の基礎としているのであるから、表現の自由、とりわけ、公共的事項に関する表現の自由は、特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならないものであり、憲法二一条一項の規定は、その核心においてかかる趣旨を含むものと解される。」

(北方ジャーナル事件)

「憲法二一条一項の規定は、表現の自由を保障している。そうして、各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成、発展させ、社会生活の中にこれを反映させていく上において欠くことのできないものであり、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも必要であって、このような情報等に接し、これを摂取する自由は、右規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に尊かれるところである」

(法廷メモ採取事件)

北方ジャーナル事件、法廷メモ採取事件の判示のように、最高裁判

所が、多様な情報の存在とその自由な流通の維持が、憲法21条の核心に位置することを明言していることからすれば、それは単に消極的な自由の保障にとどまらず、情報へ接近し、情報を求めるという請求権的な性格を射程に入れているというべきである。

イ 情報公開法による知る権利の具体化

情報公開法は、憲法21条によって保障されている請求権としての知る権利を、国民が現実に行使する手続等を定めることによって具体化したものである。仮に憲法レベルでは抽象的権利性しか認められないという立場をとるとしても、情報公開法によって、かかる抽象的権利は具体化されたと考えられる。したがって、その解釈においては、国民主権原理と民主制にとって不可欠な精神活動の核心を担う基本的人権の保障が全うされることが求められ、他方、知る権利を制限する規定については、厳格な解釈が求められ、知る権利の制約につながる行政機関の長による判断の評価にあたっても、厳格な判断がなされるべきことは当然である。

法案作成時の行政改革委員会が策定した「情報公開法制の確立に関する意見」(1996年12月16日)中の「情報公開法要綱案の考え方」(以下「考え方」という)においても、次のように、国民主権原理に基づく情報公開法における権利の実現が説明されているが、これらは前項で控訴人が主張する権利の内実と符合するものといえる。

「わが国は、議院内閣制を採用し、内閣が行政権の行使について国会に対して責任を負うものであるが、行政機関が国民に対する関係で説明責任を全うする制度を整備することは、現行憲法の定める統治構造の下において、憲法の基礎である国民主権の理念にのっとった国政

の運営を一層実質的なものとすることに資するものである。それとともに、このような制度を通じて、行政運営に関する情報が国民一般に公開されることは、国民一人一人がこれを吟味した上で、適正な意見を形成することを可能とするものであり、「情報公開法制としては、これまでにも、個別の法律によって、行政機関が、その保有する特定分野における情報を、国民からの求めに応じて開示する制度や、国民からの求めを待たずに提供する制度が設けられている。しかし、行政運営の公開性を向上させ、政府がその説明責任を全うするようするためには、このような従来の制度に加え、行政機関の保有するすべての情報を対象として、国民一人一人がそれらの情報の開示を請求することができる権利につき定める制度、すなわち一般的な開示請求権制度を確立し、これを情報公開法制の中核として位置付けることが肝要である」

また、「考え方」は、「『国民主権の理念にのっとり』という表現によって、憲法の理念を踏まえて充実した情報公開制度の確立を目指していることを明記しておきたい」としており、情報公開法によって定められた開示請求権が憲法に淵源を有することを明確に指摘している。

立法過程においても、所管大臣であった太田誠一総務庁長官（当時）は、法案の趣旨説明の場において、次のように説明し、情報公開法の開示請求権は、請求権的性格を意味する知る権利と内実を同じくすることを認めている。

「行政情報の開示請求権という意味での知る権利が憲法上保障されているか否か、権利の性格、内容等についてはなおさまざまな見解

があるというのが現状であります。本法律案においては、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を求めることができる権利といたしておりますが、その内容におきましてほぼ同様のことを明らかにしておるというふうに考えております。このため、情報公開法案においては、知る権利という文言は用いておりません」

(第145回国会 1999年3月5日参議院本会議)

さらに、委員会においても、「知る権利は憲法上認められた権利と明言もなさらない。そうすると、憲法上どういう権利が認められるというふうに、じゃ逆に言えば、お聞きしましょう」と質問されたのに對して、「国民一人一人が行政文書の開示を請求できる、国民主権の理念にのっとって行政情報を一人一人が開示を請求できるということであろうと思います」、「それを知る権利と表現をされるんだということであり、別にそのことについて私は反対をいたしません」と答弁しており、憲法上、情報の開示を求める請求権があり、これを実現するのが情報公開法であると説明している(同国会 1999年3月9日参議院総務委員会)。

加えて、情報公開法によって知る権利が具体化されたことを、少なくとも2名の最高裁裁判官が承認していると認められる。

情報公開請求訴訟におけるインカメラ審理の実施が問題となった最高裁2009(平成21)年1月15日決定・民集63巻1号46頁の補足意見において、泉徳治裁判官は、「インカメラ審理は、裁判所が当該行政文書を直接見分し、自ら内容を確認して実体判断をするための手続であるから、国民の知る権利の具体化として認められた行政文書開示請求権の司法上の保護を強化し、裁判の信頼性を高め、憲

法32条の裁判を受ける権利をより充実させるものということができる。」と判示している。また、宮川光治裁判官は、「開示を求める当事者がインカメラ審理を求めるのは、それが知る権利を実現するためにより実効的であるという判断があるのであり、行政機関の側には審理に先立って不開示とした理由等について説明する機会が与えられるのであれば手続保障の上でも問題はない。... 情報公開訴訟へのインカメラ審理の導入に関しては... 情報公開制度を実効的に機能させるために検討されることが望まれる。」と判示している（下線はいずれも控訴人代理人）。

このように2名の最高裁裁判官が、情報公開法に基づく行政文書開示請求権が国民の知る権利を具体化したものであることを認めてい（宮川裁判官の判示は明示的ではないが、その趣旨であると認められる。）ことは、重要である。

（3）国民主権論に基づく知る権利の具体的権利性

情報公開法は、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようになるとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的」とし（1条）、同法の規定する開示請求権が、憲法上の国民主権を踏まえたものであることを明言している。

1789年フランス人権宣言は、第3条において、「すべての主権の淵源は、本質的に国民にある。いかなる団体も、いかなる個人も、国民から明示的に発しない権威を行使することはできない。」と定め、国民主権をとりいれたものであるが、同15条（行政の報告を求める権利）

は、「社会は、すべての官吏に対して、その行政について報告を求める権利をもつ。」と規定していた。

「ルソーは、『人民主権』・『人民代表制』の立場から、代議士に議会における自己の行動につき選挙人に対する徹底した報告義務を課し、ヴァルレも、同様にして、『「すべての公務員、国会の公金の管理者にその事務について報告を求める権利」が国民（「人民」）にあるとし、1789年人権宣言は『社会は、全公務員にその行政につき報告を要求する権利をもっている』としていた。『人民主権』のもとにおいては、主権者たる『人民』にかわって公権力を担当する者が、主権者に政治責任を負い、主権者の知る権利にこたえる義務をもつのは当然のことである』とされる（杉原泰夫『憲法II 統治の機構』260～261頁）。

フランス人権宣言でとられた国民主権と日本国憲法の国民主権は同義であると解されるが、今から200年以上前に作成された1789年フランス人権宣言において、すでに「社会は、全公務員にその行政につき報告を要求する権利をもっている」とされていた。国民による国政を知る権利の具体的権利性は当然のこととされていたのである。日本国憲法でも、すでに見たとおり、21条の表現の自由が知る権利の保障を含むと解されるが、21条自体が具体的権利性を付与したという立場からも、あるいは立法を待たなければ具体的権利性は認められないとする立場からも、知る権利を具現したのが情報公開法であると位置付けることができる。

なお、情報公開法では、開示請求権が「何人」にも認められている（第3条）。したがって、国民主権における国民の範囲と一致しないのかという疑問が生じるかもしれないが、ここで請求権者を「何人も」とした際には、法人や外国人も含めることが意図されていたに過ぎず（前掲『詳解情報公開法』28頁）、情報公開法の制定にあたって、憲法上認めら

れる知る権利の性質を変容させることまで意図されていたわけではない。さらに、理論的にも、下位法によって上位法の性質を変えることはそもそもできないから、憲法上認められる知る権利の具体的権利性を前提とする場合、下位法である情報公開法は、それに即して解釈すべきである。したがって、上位法である憲法上の知る権利の具体的権利性を前提として、情報公開法は、同法によって広げられた請求権者（「何人」）についても、主権者に与えられたと同様の、具体的権利性を付与したものと解される。

（4）小括

以上のとおり、情報開示請求権は、憲法上の知る権利を具体化した重要な権利である。原判決は、3号、4号該当性を広く認める結果、制約を受ける情報開示請求権の重要性という視点を完全に欠いている。憲法上の知る権利を具体化したものであるという情報開示請求権の重要性を踏まえるならば、その制約は最小限でなければならず、情報開示請求権を制約する行政機関の判断については厳格な審査が行なわれるべきものである。

このような観点からは、原判決のように、行政機関の長による裁量を広範に認め、3号、4号によって守られる利益のみを重視するような片面的判断を導き出すことは到底できない。

- 3 立法過程において「一応の理由」という文言は認められなかったこと
3号の文言が、「おそれがある情報」ではなく「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とされているのはそのとおりである。しかし、控訴人が一審で指摘したとおり、情報公開法の立法過程では、この文言を「一応の理由」とすることも検討され

たが、それは認められずに「相当の理由」とされた経緯がある。しかし、原判決はそのような経緯を一切考慮していない。

すなわち、総務省の保有する「説明結果概要」（甲7の2）には次のやりとりがある（2-3枚目）。

○第6条第3項及び第4項関係

A) 「おそれ」だけでも要件裁量が認められるところを、「おそれがあると認めるに足りる相当の理由がある」とすると、裁量の幅を狭めているように読める。現に誤解している人がいるのだから、表現を工夫する必要がある。

単に「おそれ」を立証するより、「相当の理由」を立証する方が難しいのではないか。「一応の理由」ならともかく、「相当の理由」はかなり強い表現である。

B) 「一応の」は部会で却下された。また、公開法廷での審理を踏まえて、ややあやふやな証拠でもある程度は認められるようにしたいということもある。

A) もっとも明解なのは、「おそれがあると行政機関の長が認める情報」だが、それは無理だとしても、認める主体が行政機関であることを何らかの形で明らかにするというのが一つの考えられる方法ではないか。

すなわち、「おそれがあると認めるに足りる相当の理由がある」という表現は、逆に「裁量の幅を狭めているように読める」表現であることを法案作成担当者は認識しており、「ややあやふやな証拠でもある程度は認められるようにしたい」との要望を持っていた。立法過程において検討された「おそれがあると行政機関の長が認める情報」という文言や、

あるいは「一応の理由」という文言であれば、そのような希望を反映することができたであろうが、「一応の理由」という文言は部会で却下されたために採用されなかったのである。

以上の立法資料は、3号、4号の「相当の理由」は、原判決のように「ややあやふやな証拠でもある程度は認める」と言ってよいような判断手法はとりえないことを示している。

4 原判決は実質的に立証責任を転換していること

原判決は、「同号に規定する事由があるか否かについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるかどうか、すなわち、開示をしない旨の決定が裁量権の行使としてされたことを前提〔とする〕」旨と判示している。

しかし、3号はあくまでも原則開示という情報公開法の原則に対する例外規定であって、同号は、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定している。原判決のように、「開示をしない旨の決定が裁量権の行使としてされたことを前提〔とする〕」立場をとる、ということ自体、本来であれば「判断が合理性」を有するか否か、「相当の理由」があるか否かを判断すべき場面において、被控訴人國に有利な結論を先取りしてしまい、「判断が合理性を有すること」あるいは「相当の理由があること」を前提にしているに等しい。本来は、情報開示請求権の制約を正当化するだけの相当の理由があるか否かを厳格に審査する必要があるのであって、原判決は、最初から「開示をしない旨の決定が裁量権の行使としてされたことを前提」にする立場をとるものであって、このこと自体、実質的に立証責任を転換するに等しいものである。

なお、韓国政府が開示した文書に記録された情報等から不開示部分に

記録された情報の内容等が推測できるという原告主張について、原判決は、「推測することと情報の内容が現実に明らかにされることとは、次元を異にする」として、きわめて簡単に理由を述べるだけで原告主張を排斥している（原判決22頁、29頁等）。しかし、不開示部分がすでに公開されている情報と同一であれば文書が新たに開示されることによって「おそれ」が生じることはないし、すでに公開されている情報と類似していれば、「おそれ」が生じる可能性は著しく減ずることになる。その意味において、不開示部分に記載された情報と、すでに公開されている情報との同一性ないし類似性は重要な意味を持つ。しかるに、情報公開訴訟においては、原告は不開示部分の内容を知りえないのが通常であるから、原告としては、情報の内容それ自体を証明することはできないのが通常であって、推測するしかない。このような情報公開訴訟の構造上の理由から、原告が合理的な根拠をもって推測するという真摯な訴訟活動を行っているのに対し、それを一顧だにせず、「次元を異にする」という抽象的な一言で片付けようとする原判決の対応は不適切と言わざるをえない。

5 原判決が採用した審査基準の誤り

原判決は、「その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるなど、当該行政機関の長に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められるか否かを判断する」という審査基準を採用する。しかし、このような審査基準は、行政機関の裁量の幅や制約される権利の性質が全く異なるマクリーン判決における審査基準を想起させるものであって、行政機関の長に広範な裁量を与えすぎており、3号、4号該当性判断に用いるのは誤りである。

原判決のこのような判断は、最高裁1978（昭和53）年10月4日大法廷判決・民集32巻7号1223頁（「マクリーン事件判決」）を引用するなどして、司法審査を制限する主張を試みている被控訴人国の主張の影響を受けたものと考えられるが、マクリーン事件判決と本件では、問題となっている事柄の権利性や、処分の根拠となる条文の規定ぶり等が大きく異なり、同判決で採用された基準あるいはそれに類するような基準を本件で採用することはできない。

この点については、第一審で提出した原告準備書面（1）11頁以下で論じたので詳細は同書面に譲るが、要約すると次のとおりである。

- ・ マクリーン事件判決は、「法が処分を行政府の裁量に任せる趣旨、目的、範囲は各種の処分によって一様ではなく、これに応じて裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつたものとして違法とされる場合もそれぞれ異なるものであり、各種の処分ごとにこれを検討しなければならない」と判示している。
- ・ マクリーン事件判決の事案の場合には、外国人の入国の権利や在留する権利という、マクリーン事件判決によれば憲法上の権利とは認められないことが前提となっていた。他方、本件訴訟で問題になっている情報公開法に基づく開示請求権は、既述のとおり憲法上の知る権利を具体化した権利であり、少なくとも憲法上の国民主権に基礎を置く、民主主義にとって必要な重要な権利である。
- ・ 条文の規定の仕方としても、マクリーン事件判決の場合には、出入国管理及び難民認定法二一条三項により、規定されているのは、「適当と認めるに足りる相当の理由」というだけであり、「在留期間の更新事由が概括的に規定されその判断基準が特に定められていない」（マクリーン事件判決）うえ、更新を認める場合が例外という構成になっている。

これに対し、本件訴訟で問題になっている 3 号、4 号の場合には、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定されており、マクリーン事件判決の場合のような概括的な規定ぶりにはなってはいない。

- ・ 3 号、4 号の「おそれ」の判断に当たっては、「単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる」
- ・ このように、マクリーン事件判決の場合と本件とでは、対象となる事柄、行政機関の判断の結果制約を受ける事柄の権利性の有無や重要性、条文の規定の仕方等が全く異なる。
- ・ 3 号、4 号とマクリーン事件判決との間にこのような違いがあることは、立案時の立法資料においても、「マクリーン判決を参考にしたのだろうが、あれは、概括的な規定の仕方+事柄の性質上、大臣の裁量に任せないと裁判所では判断できないもの。」と指摘されており、立法担当官によっても認識されていたことである（甲 7 の 4、17—18 頁）。

以上のとおり、マクリーン事件判決の判断基準あるいはそれに類する基準を本件に当てはめ、行政機関の長に白紙に近い広範な裁量権を認めることはできないのである。

6 専門的・技術的判断を情報の不開示についてのみ尊重する誤り

原判決は、5 条 3 号の国の安全等の確保に関する情報については、「一

般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示又は不開示の判断に高度の政策的判断を伴うものであり、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測等についての専門的、技術的判断をも要するものであるとの特殊性がある」と述べ（原判決17頁）、また、5条4号の公共の安全等の維持に関する情報についても同様に、「一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、犯罪等に関する将来予測等についての専門的、技術的判断をも要するものであり、開示又は不開示の判断に高度の政策的判断を伴う場合もあるとの特殊性がある」と述べる（原判決17頁）。なお、この原判決の表現によれば、国の安全等の確保に関する情報については常にそのような特殊性があり、公共の安全等の維持に関する情報については必ずしも「高度の施策的判断を伴う」わけではない場合が存在することを認めているようでもあるが、導き出される判断枠組みは結局のところ同一であり、原判決自ら述べた相違は何ら考慮されていないようである。

しかし、ここで両者に共通して原判決が述べる「専門的、技術的判断」は、あらゆる政策の立案・遂行に常に要求されるものであって、単に情報の開示・不開示においてのみ問題となる事項ではない。すでに半世紀近くを経過した公文書の開示・不開示において「専門的、技術的判断」が要求されるのであれば、同様またはそれ以上に現在の国の安全等の確保や公共の安全等の維持においても「専門的、技術的判断」が要求されることは言うまでもない。半世紀近くを経過した公文書に何が記載されていたかにもかかわらず、その後の状況の変化や新たな状況に対応して、国の安全等を確保するための外交交渉の方針の立案・遂行や、公共の安全等を維持するため出入国管理や警備活動の立案・遂行を行う「専門的、技術的判断」も、行政機関の長には求められた任務である。この点、原判決は、韓国や北朝鮮との今後の交渉において、日本が不利な立場にお

かれる可能性が高いと認定するが、仮に韓国や北朝鮮が、半世紀近く前に作成された日韓会談会議録における記載事項を利用して、日本の立場の矛盾等を突いてきたとしても、交渉の専門家である外務省としては、本来有すべき専門性、技術性を発揮して、長期間の時間経過による条件の変化や、交渉過程が日韓会談時と新たな交渉とは異なること、その他もろもろの相違等を指摘して、相手国からの指摘に容易に反論できるはずである。

それにもかかわらず、行政機関の長の「専門的、技術的判断」が、法によって市民の権利が保障された情報公開請求権を制限する理由としてのみ用いられ、逆に半世紀近く前の公文書の内容如何にかかわらずあらたな政策を立案・遂行できる行政機関の長の権限及び能力としてはまったく考慮されないのは、明らかに均衡を欠く。原判決の判断は、半世紀近く以前の公文書が国の安全等の確保や公共の安全等の維持に「関わるもの」であると言う認定においては、行政機関の長の「専門的、技術的判断」に依拠しながら、そのような過去の公文書の存在にもかかわらず新たな政策を立案・遂行する際の行政機関の長の能力や権限は、まったく考慮していない。すなわち原判決は、過去の公文書が現在に与える具体的な影響の有無や、その影響にもかかわらず国の安全等の確保や公共の安全等の維持を実施できる可能性、その結果としての公文書不開示の必要性がなくなりうることをまったく考慮していないのである。

このような原判決の考え方が、行政機関の情報を秘匿する傾向を助長し、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」という法の目的とおよそかけ離れた解釈となっていることは明らかである。

第2 「一般的又は類型的」立証責任の誤り

1 原判決における情報公開法 5 条 3 号・4 号該当性に関する国の立証責任とその誤り

原判決は、情報公開法 5 条 3 号の審査方法について、前記第 1 で詳述した裁量権の逸脱・濫用を述べた後、国の立証責任に関し、次のとおり判示した（原判決 18 頁）。「この際、一般に、国の安全や他国又は国際機関との交渉等に関する正確かつ詳細な情報は専ら行政機関の長の側に属しており、開示請求をする者及び裁判所は、処分に係る行政文書の部分に記録されている内容等を直接には把握することができないことからすれば、被告において、当該処分に係る行政文書の部分に記録されている情報に係る事柄、当該情報の性質、当該処分をするに当たって前提とした事実関係その他の当該処分当時の状況等の、一般的又は類型的にみて、それらに照らし当該情報が同号に掲げる国の安全等の確保に関するものに当たることを推認するに足りる事情を立証する必要があると解すべきである。」そして、原判決は、情報公開法 5 条 4 号の審査方法についても、次のとおり重ねて判示した（原判決 19 頁）。「この際、(2)に述べたのと同様の観点から、被告において、当該処分に係る行政文書の部分に記録されている情報に係る事柄、当該情報の性質、当該処分をするに当たって前提とした事実関係その他の当該処分当時の状況等の、一般的又は類型的にみて、それらに照らし当該情報が同号に掲げる公共の安全等の維持に関するものに当たることを推認するに足りる事情を立証する必要があると解るべきである。」しかしながら、原判決がここで示した情報公開法 5 条 3 号・4 号該当性に関する国の負担する立証責任の一般的な基準は、次の 4 点において誤りである。第 1 に、上記一般的な基準は、通常の日本語として了解不能である。第 2 に、原判決は、情報公開法 5 条 3 号及び 4 号についてのみ、国が「一般的又は類型的」に立証することを容認しているが、その前提とする理由は同条

の他の号すべてに共通するものでありながら、同条6号については「一般的類型的」な立証を求めておらず、論理的に破綻している。第3に、上記一般的な基準及び同基準を当てはめた具体的な認定は、情報公開法が立法された1999年（平成11年）当時に期待された解釈と著しい乖離を起こしており、被告国の立証責任を不当に軽減し、情報公開の範囲を狭める効果を生みかねない点で、現在及び将来の情報公開制度に暗い影を投げかけるものとなっており、こうした解釈・認定を定着させてはならない。第4に、情報公開法5条3号及び4号の該当性を争点としながら、「国の安全等の確保に関するもの」や「公共の安全等の維持に関するもの」に当たるとすれば足りるとする点で、条文に明らかに反した解釈を行っている。

以下、上記の点について詳述する。

2 原判決の日本語のおかしさ

原判決が提示した一般的な基準は、まず、一つの文章の途中に、「一般的又は類型的にみて」という語句が入っているが、「一般的又は類型的にみて」は、「・・・に関するものに当たる」にかかるのか、それとも、「推認するに足りる事情」にかかるのか、一体どの語にかかっているのか不分明である。また、「当該処分に係る行政文書の部分に記録されている情報に係る事柄、当該情報の性質、当該処分をするに当たって前提とした事実関係その他の当該処分当時の状況等の」という副詞句の後に、「一般的又は類型的にみて」という語句がはさまれたうえで、「それらに照らし」という語が続いている。「一般的又は類型的にみて」を除外して読むと、「当該処分に係る行政文書の部分に記録されている情報に係る事柄、当該情報の性質、当該処分をするに当たって前提とした事実関係その他の当該処分当時の状況等の、それらに照らし・・・」となる

が、副詞句の後を受ける語句が代名詞となっており、前後が日本語の文 章としてはつながらず、理解可能なものとして読むことはできない。原 判決の提示した一般的な基準は、本件各文書に網羅的に適用される基準 として利用されているが、その基準自体が明確かつ一義的でないのであ れば、その基準を適用した本件各文書の不開示情報該当性の判断に影響 を与えることは明らかである。原判決の一般的な基準は、一般人が理解 しうる日本語の基準でない点で、決して定着させてはならない。

3 原判決が情報公開法 5 条 3 号及び 4 号のみを 6 号と区別して取り扱 うことの論理矛盾

原判決は、情報公開法 5 条 3 号及び 4 号の被告国の立証責任の一般的な 基準を立てた理由として、「一般に、国の安全や他国又は国際機関との 交渉等に関する正確かつ詳細な情報は専ら行政機関の長の側に属して おり、開示請求をする者及び裁判所は、処分に係る行政文書の部分に 記録されている内容等を直接には把握することができないこと」をあ げている。

しかし、行政機関が情報公開の請求対象文書を保有している以上、「正確 かつ詳細な情報」は専ら行政機関の長の側に属しているという事情は、 情報公開法 5 条 3 号及び 4 号のみならず、同法各号すべてに共通に存 在する。

また、開示請求をする者及び裁判所は、「処分に係る行政文書の部分に記 録されている内容等を直接には把握することができない」という事情 も、情報公開法 5 条 3 号及び 4 号のみならず、同条各号すべてに共通 に存在する。

すなわち、原判決が立てた國の情報公開法 5 条 3 号及び 4 号該当性 の立証責任の一般的な基準を導く理由が、情報公開法 5 条各号すべて

に共通するものである以上、論理的には、本件訴訟における情報公開法5条6号についても同様の基準が適用されることとなるはずである。ところが、原判決は、情報公開法5条6号については、「被告において、当該情報が同号に定めるものに該当することを立証することを要すると解される」（原判決19頁）と判断しているのみであって、なぜ、同条6号については、同条3号及び4号と異なる取扱いをするのかは何ら示されていない。このとおり、原判決の提示した情報公開法5条3号及び4号該当性のみに限定した一般的基準と、その理由とは、何ら論理的な関連はない。

4 裁判所に退けられた処分行政庁・国の「一般的、類型的な観点」からの不開示情報該当性の主張

(1) それでは、原判決の記した理由一開示請求をする者及び裁判所は、処分に係る行政文書の部分に記録されている内容等を直接には把握することができない一によって、情報公開法5条各号全てについて、国側は、「一般的又は類型的にみて」、各号に掲げる情報に当たることを推認するに足りる事情を立証すれば足りるということになるのであろうか。

答えは否である。

(2) 情報公開法が施行され、不開示決定処分の取消が裁判で争われるところとなると、処分行政庁・国側は、情報公開訴訟において、不開示とした記載内容を個別具体的に明らかにすることなく審理がされなければならないことを理由として、「不開示情報該当性の有無は、行政文書に記録された情報を対象として、当該情報にかかる事務等の性格、性質を踏まえ、経験則に基づいて、一般的、類型的な観点から決せられるべきものである」旨の主張を行うようになった。

実際、本件訴訟においても、控訴人国は、情報公開法5条各号所定の「おそれ」に関して、「類型的」という文言は用いなかつたものの、「ある情報を公にすると支障が生じるかどうか、いかなる支障が生じるかの判断は、当該情報が不特定多数者に開示され、利用されることを想定した一般的なものとならざるを得ないのである」と主張していた（原審答弁書24～25頁）。

(3) しかし、こうした処分行政府・国側の「一般的類型的」な立証責任の主張については、たとえば、情報公開法5条2号の法人情報の事案において、東京高等裁判所が、以下のとおり退けている（東京高裁平成21年11月18日判決・判例集未登載）。

「控訴人（原告代理人注：国）は、情報公開法5条2号イの該当性の判断基準について、当該情報が公にされた場合に、経験則上、一般的類型的な支障が生ずる蓋然性があれば足り、当該情報の開示によって各事業所に競争上の不利益を及ぼす具体的な機序を主張・立証するまでの必要はない」と主張する。しかしながら、同法が、国民主権の理念の下に行政機関の保有する情報の公開を図り、政府による諸活動に関する国民への説明の責務を果たす目的で制定され、同法5条が原則として当該行政文書の開示を義務づけた趣旨に照らせば、当該情報の開示に伴って一般的類型的な支障が生ずる蓋然性だけでは足りず、当該情報を公にすることにより、当該情報に係る個々の法人等について、その権利、競争上の地位その他正当な利益が具体的に侵害される危険性のあることを要すると解すべきであることは原判決の説示のとおりである。情報公開訴訟の性質上、当該情報の内容を明らかにすることはできないとしても、当該情報を公にした場合の支障について、その内容、

具体的な利益侵害に至るまでの機序とその可能性を主張・立証することは決して困難でないと考えられるから、控訴人の上記主張は採用できない。」

この裁判例は、不開示情報該当性について、特に、情報を公にした場合の支障は一般的類型的な主張立証で足りるとした国の主張を、情報公開法の目的及び5条の趣旨から採用できないと明確に判断したものである。

(4) 「一般的類型的」な立証責任という基準が確立しているものでないことは、他の高等裁判所レベルの裁判例の存在からも明らかである。たとえば、外務省在外公館の報償費について、東京地方裁判所は、原告に裁量権の逸脱・濫用を基礎づける具体的事実の主張立証責任を負担させながら、一方で、「もっとも、不開示事由の存否が問題となる文書がそもそも請求者及び裁判所の目に触れる状況に置かれることがないのであるから、当該文書自体を開示できないことにもかんがみて、当該文書の外形的事実等から判断される一般的、類型的にみた限りの当該文書の性質として、『国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある』と行政機関の長が判断をし得る情報が記録されているものであることについては、処分行政府（現行行政事件訴訟法により国が被告となる場合は国。）において、主張・立証することを要するものと解すべきである」と判断している（東京地裁平成18年2月28日判決・判例時報1948号35頁、判例タイムズ1242号184頁）。

しかし、この控訴審である東京高等裁判所は、第一審判決の「一般的、類型的」判断手法を採用せず、次のとおり判示している。

「情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性の主張立証責任は、一般的には上記のとおり解すべきであるが、具体的な訴訟においては、開示請求対象文書がそもそも開示請求者及び裁判所の目に触れる状況に置かれないから、上記の一般論を機械的に適用したのでは、開示請求者に難きを強いることになり、また、裁判所は判断の手がかりを得ることができないこととなる。

したがって、本件訴訟においては、控訴人は、本件各行政文書の外形的事実等を示して当該文書に「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」が記録されていることについて、主張立証することを要するものと解するのが相当である。」

つまり、ここでは、裁量権の逸脱・濫用の立証責任を機械的に適用することが情報公開訴訟では不適当であるとして、行政機関の長・国側に主張立証責任を負担させるとともに、「外形的事実等を示して」不開示情報に該当することの主張立証を求めているのみであって、「一般的類型的」という用語は姿を消している。実際にも、裁判所は、情報に即して、極めて詳細に具体的に、その内容を認定している。

(5) 情報公開訴訟の性質上、不開示とされる情報の内容を明らかにすることができないのは、情報公開法 5 条各号いずれも同じである。むしろ、情報公開法は、そうした限界を当然踏まえ上で、上記の法人情報に関する裁判例が示すとおり、目的及び 5 条の趣旨に照らして、処分行政庁・国側に、不開示情報該当性についてできる限り具体的な主張立証責任を負担させていると解すべきである。

5 立法時に期待された情報公開訴訟の立証上の工夫

(1) こうした情報公開法が不開示情報該当性についてできる限り具体的な主張立証責任を処分行政庁・国に負担させているとの解釈は、本件訴訟すでに指摘してきた、行政改革委員会が、法制上の観点から専門的な検討を行うため発足させた「行政情報公開部会」がまとめた「情報公開法要綱案」及び「情報公開法要綱案の考え方」（以下、それぞれ「要綱案」、「考え方」という。）からも根拠付けることができる。

すなわち、「要綱案」と「考え方」は、行政情報公開部会が、諸外国及び地方公共団体の情報公開制度の運用状況や判例等の状況を調査し、また、有識者、関係団体等から意見聴取を幅広く実施するとともに、中間的な検討状況を公表し、国民からの意見の反映に努めた結果としてまとめられたものであり、「要綱案」と「考え方」に沿って、法律案が作成され、国会の議決を経て成立した（立法の経過については、行政改革委員会「情報公開法制の確立に関する意見」（2006年（平成8年）12月16日、宇賀克也『情報公開法の逐条解説〔第4版〕』9頁以下）。

こうした立法経過に照らせば、情報公開法の解釈は、もっとも重要な指針として、「要綱案」と「考え方」にさかのぼることが要請されている。

(2) ところで、行政情報公開部会は司法救済上の諸問題についても十分な検討を行っており、情報公開法が不開示となっている文書を見分するインカメラ審理の導入を見送った理由に関連して、「考え方」は情報公開訴訟において期待される立証上の工夫についても言及している。ここでは、情報公開訴訟において、処分行政庁・国側の主張立証

責任が、「一般的類型的」という形で軽減されることは全く予定されておらず、文書の内容を見ることができないという限界を踏まえたうえで、むしろ立証上の工夫を期待していたことが明らかである。「考え方」は以下のとおり記載している。

「情報公開訴訟手続において、インカメラ審理、すなわち、相手方当事者にもその内容を知らせない非公開審理の手続を設けることについては、適正・迅速な訴訟の実現のため、その有効性や必要性が指摘されている。裁判官が問題となっている行政文書を実際に見分しないで審理しても、訴訟当事者の納得を得難いのではないかと考えられるほか、機微な情報が問題となっている場合には、その具体的な内容に立ち入らずに、公開の法廷において、処分の適法性を十分に主張・立証することの困難も予想されるところである。

しかしながら、この種の非公開審理手続については、裁判の公開の原則（憲法第82条）との関係をめぐって様々な考え方がある上、相手方当事者に吟味・弾劾の機会を与えない証拠により裁判をする手続を認めることは、行政（民事）訴訟制度の基本にかかわるところでもある。また、情報公開条例に基づく処分の取消訴訟や公務員法等の守秘義務違反事件の訴訟では、この種の非公開審理手続なしに、立証上種々の工夫をすることなどが現に行われており、情報公開法の下では、不服審査会における調査の過程で得られた資料が訴訟上活用されることも期待されるところである。

そこで、本要綱案では、インカメラ審理の問題について取り上げなかったが、今後、上記の法律問題を念頭に置きつつ、かつ、情報公開法施行後の関係訴訟の実情等に照らし、専門的な観点か

らの検討が望まれる。」（下線は控訴人代理人が付した。）

(3)以上のとおり、インカメラ審理の導入を見送った理由の一つとして、それまでに10年以上も積み重ねがなされた情報公開条例の裁判例の立証上の工夫があげられており、情報公開条例の裁判例から後退するような立証を容認することは全く予想されていなかった。むしろ、情報公開条例の実施機関が負担するのと同等の立証責任を処分行政庁・国側に求めていたのであり、情報公開法の施行によって、立証責任の程度が軽減されるような事態は想定していなかった。

そして、情報公開・個人情報保護審査会を経ずに訴訟が提起された場合には、調査の過程で得られた資料が訴訟上活用されることが期待できないのであるから、情報公開訴訟手続においては、立証上のさらなる工夫が求められ、期待されているところであった。

以上の情報公開法の立法経緯を軽視して、何ら立証上の工夫をしないままに、「一般的又は類型的」という程度で、処分行政庁・国側の主張立証責任を足りるとする解釈が維持されるのでは、「憲法の理念を踏まえて、充実した情報公開制度の確立」を目指し、「民主主義の健全な発展を目指した」情報公開法の趣旨が没却されることとなりかねない。

6 原判決が示した国の立証責任に関する一般的な基準が具体的な認定に及ぼした効果 - 被告の立証の程度の著しい軽減

原判決が示した国の立証責任に関する一般的な基準は、後記第4で本件各文書についてそれぞれ詳述するとおり、具体的な認定において、国の立証を極めて抽象的なレベルで足りるとし、被告の立証の程度を著しく軽減する効果を生んだ点でも問題である。こうした解釈及び認定は、

開示請求者側に、文書の内容について吟味・弾劾の機会を十分に与えないまま審理を行うに等しい効果を生んでいる。たしかに、前記4で紹介したとおり、裁判例には、「一般的、類型的」という文言を用いているものがある。しかし、外務省在外公館の報償費の東京地裁判決は、実際には、文書の内容について相当具体的な分析をしている。

また、「一般的、類型的」という文言を用いた、外務省の保有する「日米地位協定の考え方」という文書の不開示処分の取消訴訟の控訴審判決（東京高裁平成18年9月27日判決）に対する評釈が、「開示請求対象文書を請求者や裁判所に対して開示することができない以上、当該文書に行政機関の長が判断をし得る情報が記録されていることについては処分行政庁において主張・立証すべきであることは当然であるが、当該文書を開示することができないこととの関係から、どの程度の立証を要するかは、事案ごとに慎重に判断されるべきである」（訟務月報54巻8号1601頁）と指摘していることに留意が必要である。

このとおり、「一般的類型的」という文言が使用された裁判例においても、実際の判断においては、処分行政庁・国側の画一的で抽象的な主張立証を許しているものではなく、情報の内容について極めて詳細な分析がなされており、処分行政庁・国側の立証責任を軽減するというものはなっていないのである。これは、5で述べたとおり、文書の内容が不明であっても、立証上の工夫を期待していた情報公開法の立法時の態度と軸を同じにするものである。

7 原判決の条文に明らかに反した解釈

原判決は、国が、情報公開法5条3号については「当該情報が同号に掲げる国の安全等の確保に関するものに当たる」ことを、情報公開法5条4号については「公共の安全等の維持に関するものに当たる」こ

とを、推認するに足りる事情を立証する必要があるとする。しかし、情報公開法 5 条 3 号は、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのであって、「当該情報が同号に掲げる国の安全等の確保に関するものに当たる」情報とは規定していない。一方、情報公開法 5 条 4 号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのであって、「公共の安全等の維持に関するものに当たる」情報とは規定していない。つまり、原判決は、情報公開法 5 条が原則として行政文書を公開し、例外的に不開示とすることを慎重に調整した規定を無視し、条文の文意から離れて、「国の安全等の確保に関するもの」「公共の安全等の維持に関するもの」でありさえすれば、「信頼関係が損なわれるおそれ」や「交渉上不利益を被るおそれ」については立証を必要としない点で、国側の立証責任を不当に軽減しており、情報公開法の趣旨に真っ向から反する解釈を行っているのである。なお、「一般的類型的」という文言を用いた前記裁判例も、「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある」と行政機関の長が判断をし得る情報が記録されているものであることについて、処分行政庁・国において、主張・立証することを要すると判断しており、情報公開法 5 条の条文に忠実に立証責任を考察している。原判決は、これらの裁判例からも著しくかけ離れた特殊な解釈を展開しているのである。原判決が、条文に明らかに反した解釈を行っていることは、後記第 3 でさらに詳述する。

8 小括

以上のとおり、様々な裁判例は、情報公開法 1 条、5 条等の趣旨に照らして、「一般的、類型的」な立証責任の基準を採用しておらず、「一般的、類型的」という文言を使用した裁判例であっても、実際には、事案に即して、立証の程度を慎重に判断している。そして、原判決の基準は、立法過程で、インカメラ審理の導入を見送り、立証上の種々の工夫を期待した情報公開法の趣旨とそぐわず、また、行政機関の長・国側の立証責任を不当に軽減し、開示請求者側に、文書の内容について吟味・弾劾の機会を十分に与えないまま審理を行うに等しい効果を生んでおり、情報公開制度を著しく阻害するものであるとともに、条文に明らかに反する点でも誤りであり、変更されなければならない。

第3 原判決における誤った審査対象の限定とあるべき審査対象

1 原判決の判断とその誤り

原判決は、その判断の枠組みを前提としても、不開示事由の有無の判断において審査されるべき対象という点で、法 5 条 3 号及び 4 号の解釈適用における明らかな間違いを犯し、その結果として不開示事由の有無について誤った結論を導いている。

原判決は、不開示事由の有無の「審査方法」における被控訴人国の主張立証事項として、法 5 条 3 号の場合には、「被告において、当該処分にかかる行政文書の部分に記録されている情報にかかる事柄、当該情報の性質、当該処分をするに当たって前提とした事実関係その他の当該処分当時の状況等の、一般的又は累計的に見て、それらに照らし当該情報が同号に掲げる国の安全等の確保に関するものに当たるとすることを推認するに足りる事情を立証する必要がある」としている（原判決 18

頁)。また、法5条4号の場合にも同様の枠組みで、「当該情報が同号に掲げる公共の安全等の確保に関するものに当たるとすることを推認するに足りる事情を立証する必要がある」(原判決19頁)としている。

すなわち、原判決がここで被告に主張を要求しているのは、「当該情報が同号に掲げる国の安全等の確保に関するものに当たるとすること」(3号)あるいは「当該情報が同号に掲げる公共の安全等の確保に関するものに当たるとすること」(4号)である。このような判断は、法が情報公開の例外事由として、国の安全等の確保に関するものと認めることにつき相当の理由がある、あるいは、公共の安全等の確保に関するものと認めるにつき相当の理由がある、と定めているのであれば、そのような解釈も可能であるかも知れない。しかし、法は、「国の安全等の確保に関するもの」あるいは「公共の安全等の確保に関するもの」であることを、情報公開の例外事由としているわけではない。

原判決のこのような解釈は、それぞれの除外事由に関する条文の通常の意味に反し、その結果として情報公開法の趣旨目的に反する結果をもたらす誤った解釈である。

2 不開示事由の有無において審理されるべき事項

(1) 法5条3号及び4号の除外事由

法は、何人に対しても、行政文書の情報の事柄、性質あるいは理由を問うことなく一般的な情報公開請求権を認めた上で(3条)、一定の除外事由が存在する場合のみを行政の開示義務の対象から外している(5条)。

具体的に法5条3号が除外事由として認めているのは、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益

を被るおそれがあると行政機関の長が情報」であり、同じく同条4号の場合には、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」である。

(2) 法5条3号の文言の通常の意味に従った解釈

法5条3号の文言のもとで、不開示事由とされているのは、すでに述べたように「国の安全等の確保に関するもの」ではなく、「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」など、国の安全等が「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」である。そうであれば、法5条3号の文言の通常の意味に従った解釈として裁判所が審査すべき対象は、「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」が存在するかどうかでなければならない。ここで、同号には他の不開示事由とは異なり「相当の理由」の記載があることを以て、原判決が述べるように「一般的・類型的」な審査方法を取ったとしても、その審査の対象である不開示事由の内容そのものは異なるところはない。国の安全等が「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」についての行政機関の長の判断について、「その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討」（原判決17頁）することになるのである。

審査の対象が、国の安全等が「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」である以上、裁判所が審査すべき内容は、原判決があげるような、情報の「事柄、当該情報の性質、当該処分をするに当たって前提とした事実関係その他の当該処分当時の状況等」（原判決18頁）に止まる理由はない。なぜなら、財産・請求権問題や竹島問題と言った特定の

事柄に関する情報であっても、そのような情報の中には、「おそれ」がないとして開示されている情報と「おそれ」があるとして不開示とされている情報とが存在する。そのような中で、不開示とされた情報の場合に国の安全等が「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」があると判断したことの合理性を検討するためには、開示された情報との間で識別を行うための内容が含まれなければならないからである。それなしには裁判所は、同じ事柄に属する当該情報について、「おそれ」があるとした行政機関の長の判断の合理性を判断し、意味のある裁量統制を行うことは不可能となる。言いかえれば、国の安全等を「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」があるとして識別させるための主張立証が、被告側には要求されているのである。

この点は、名誉毀損訴訟における違法性ないし責任阻却事由にかかる真実性・相当性の要素に類似する面がある。すなわち、名誉毀損訴訟では、問題となる記事等によって人の社会的評価が低下したとしても、公共性及び公益性が認められる場合には、それに加えて真実性又は相当性の要件が充足すれば違法性ないし責任が阻却される。

このうち、公共性の要件は、「掲示した事実が公共の利害に関する事実であること」という、掲示事実が一定の事項に関する情報であることに関わる要件である。抗弁の成立を認めるためには、公共性、公益性に加えて真実性又は相当性の要件の充足が必要であるのに、原判決の考え方は、このうち公共性のみ充足すれば足りるとするのに等しいものであって、その誤りは明らかである。

また、3号、4号の場合にも、他の不開示事由の場合と同様に「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」の存在が証明対象になるという考え方は、真実性または相当性の証明対象が共通することと類似した関係にある。真実性または相当性について最高裁判所は、「掲示された

事実が真実であることが証明されたときは、右行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当であり、もし、右事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信じるについて相当の理由があるときには、右行為には故意または過失がなく、結局、不法行為は成立しないものと解するのが相当である」と判示している（最高裁1966年6月23日第一小法廷・民集20巻5号1118頁）。つまり、相当性の証明対象は、あくまでも真実性の証明対象と同一であり、記事等で掲示された事実の真実性なのである。ただし、表現の自由の重要性に鑑み、真実であることの証明ができなかった場合でも、「その行為者においてその事実を真実と信じるについて相当の理由がある」と認められれば責任が阻却されるという関係にある。

これと同様に、3号、4号の場合にも、被告の証明対象となるのは、あくまでも「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」である。その際、原判決も指摘する3号、4号の立法趣旨の重要性に照らして、「おそれ」自体が証明できなくても、「行政機関の長においておそれがあると判断するについて相当の理由」が存したと言えれば、3号ないし4号の該当性が認められるという構造にあると考えられるのである。

この点については、第一審で提出した原告準備書面（1）6～7頁で紹介した立法資料でも、立法担当官が、「A）立証としては同じではないか。名誉毀損の真実性の証明の話や、間違った情報に基づいて報道した場合でも、相当の資料、根拠があればいいという話に似ているのか。」（甲7の4、17－18頁）と発言していたことを想起すべきである。

（3）法5条4号の文言の通常の意味に従った解釈

法5条4号の不開示事由についても、同条3号と同様の考え方が当てはまる。法5条4号の文言のもとで、不開示事由とされているのは、す

でに述べたように「公共の安全等の確保に関するもの」ではなく、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」など、公共の安全等に「支障を及ぼすおそれ」である。そうであれば、法5条4号の文言の通常の意味に従った解釈として裁判所が審査すべき対象は、「支障を及ぼすおそれ」が存在するかどうかであり、裁判所は、その点についての行政機関の長の判断について、「その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討」（原判決19頁）することになるのである。

審査の対象が、公共の安全等に「支障を及ぼすおそれ」である以上、裁判所が審査すべき内容は、原判決があげるような、情報の「事柄、当該情報の性質、当該処分をするに当たって前提とした事実関係その他の当該処分当時の状況等」（原判決19頁）に止まる理由はない。なぜなら、特定の人物の出入国の検討に関する情報であっても、その情報の中には、「おそれ」がないとして開示されている情報と「おそれ」があるとして不開示とされている情報とが存在する。そのような中で、不開示とされた情報の場合に公共の安全等に「支障を及ぼすおそれ」があると判断したことの合理性を検討するためには、開示された情報との間で識別を行うための内容が含まれなければならないからである。それなしには裁判所は、同じ事柄に属する当該情報について、「おそれ」があるとした行政機関の長の判断の合理性を判断し、意味のある裁量統制を行うことは不可能となる。言いかえれば、公共の安全等に「支障を及ぼすおそれ」があるとして識別させるための主張立証が、被告側には要求されているのである。

（4）「おそれ」の判断に必要な識別するための情報

以上に述べた識別を行うためには、本件においては、原判決が被控訴

人国に求める主張に加えて、以下に詳しく述べるように、①不開示とされた情報の具体的事項、②当該情報に即した不開示の重要性、そして、③「おそれ」の現在性が主張立証され、検討されなければならない。

第1に、不開示とされた情報の具体的事項は、同じ事柄の中でも、実際に不開示とされた情報が、国の安全等を「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」、あるいは公共の安全等に「支障を及ぼすおそれ」に関わるような情報であるのかを判断するために必要である。財産・請求権問題、竹島問題といった同じ事柄に属する情報であっても、すでに開示されているような、「おそれ」とは無縁の情報も存在するのであるから、「おそれ」を発生させるような具体的事項に属するものであるかは、まず明らかにされなければならない。

第2に、「おそれ」を発生させるような具体的事項に属する情報であっても、それを開示したとしても、国の安全等を「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」、あるいは公共の安全等に「支障を及ぼすおそれ」をおよそ生じることがない情報が存在する。たとえば、外交交渉のために行政機関が内部的に検討中の情報であっても、その内容がすでに公知のものとなっていればその情報を秘密とすることの重要性は存在しない。また、外交交渉にとって取るに足らない些末な情報も、その重要性において「おそれ」とは無縁である場合もある。逆に、そのような情報の重要性を問うことなく、形式的な判断で不開示を認めることは、「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務」という法の目的に反することとなる。

第3に、法が不開示事由と認めて保護しようとする行政機関の利益は、あくまで現在または将来のものであることは言うまでもない。文書を作成した当時に市民に公開されていなかった情報であったとしても、時間の経過や状況の変化によって、その保護すべき利益にもまた変化が生じ

得る。とりわけ、本件の対象文書は、1951年から1965年までの間に開催させた日韓両政府の間の海外に関する文書であって、作成から本件処分当時（2007年）までに42～58年を経過している。このような文書においては、現在及び将来においても、国の安全等を「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」、あるいは公共の安全等に「支障を及ぼすおそれ」があると認めるには、相応の理由が必要とされる。それゆえ、そのような時間を経過した文書について「おそれ」の有無を判断するためには、その「おそれ」が現在することについての主張を被控訴人国に求め、検討する必要がある。それなしに、半世紀を経過した文書に、現在または将来についての「おそれ」を認めた判断についての合理性を検討することは困難である。

なお、控訴人が以上のように識別のための主張を求める事に対し、原判決は、情報の内容を「実質的に開示すること」を求める事に等しいという紋切り型の反論で排斥している（25、41頁）。しかし、行政機関の長の判断過程を判断するにあたっては、どのような情報をどのように不開示事由に当たるのかを判断したかについての主張を尽くさせるのは当然であり、そのことを主張させることと情報の内容そのものを開示することは、（原判決の表現を借りれば）まさに「別次元」の問題である。逆にこうした具体的な主張を検討することなしに、開示した情報と不開示とした情報の区別の理由や、過去の行政文書が現在の状況に与える影響の判断の合理性を検討することは不可能である。原判決のいう反論は、情報の正確に関する具体的な主張を求める事は、情報の内容を求める事だという論理的飛躍に基づくものであり、情報公開の不開示事由の審査を裁判所に委ねた意義をまったく否定してしまうことになりかねない。

3 韓国側での開示ならびに内容の推測可能性について

以上に述べたこととの関連で、本件の不開示とされた文書が、すでに韓国においてその内容が公開され、または、その他の資料により内容の推測が可能であることについても述べておく。この点について、原判決は、「他の文書等との比較対照等をすることにより不開示部分に記録された情報の内容等を推測することと、担当部局により作成された外交政策に関する行政文書に記録された情報の内容が現実に明らかにされることとは、次元を異にするものであり、日朝国交正常化交渉に与える影響も異なるものである」（22頁、29頁、33頁、同旨26頁、27頁、30頁、31頁、34頁、36頁）、「いかなる形式でどのような内容が記録されているかが明らかになることにより、当該作成者の関心事項等を推測することができる場合もあることなどからすると、上記韓国側の議事録が開示されていることをもって、上記不開示部分を公にしても日朝国交正常化交渉において我が国が不利益を被ることがないとはいえ」ない（33頁）などと述べて控訴人の主張を排斥していた。

しかし、不開示文書の内容が、判明または推測されているのであれば、その内容が開示されることによって生じるとされる各種の「おそれ」が存在する可能性は、劇的に減少するはずである。逆に言えば、そのような内容が判明し、または推測される文書を公にしたとしても、判明または推測されていない文書に比べれば、国の安全等を「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」、あるいは公共の安全等に「支障を及ぼすおそれ」はきわめて小さなものとなる。そのような意味で、内容が判明し、または推測される文書であれば、不開示の重要性は存在しないかまたはきわめて小さなものとなる。

原判決は、それでもなお、「次元を異にする」と強弁するのであるが、たとえ次元を異にしたとしても、不開示による重要性がまったく減少し

てしまう事実は、各種の「おそれ」の判断の合理性において、正当に評価すべき事情である。また、記録の形式によって「当該作成者の関心事項等を推測することができる場合もある」と述べる点については、記録の形式はすでに開示されている文書から明らかであり、またそのような些細な事項はそもそも不開示の重要性を支える事情としては、はなはだ根拠に乏しいものである。それでも、「当該作成者の関心事項等を推測すること」が「おそれ」に該当すると認定するのであれば、実際にそのような推測が可能な形式であったのか、推測される内容は、不開示事由として正当化されるほどに重要なものであるのか、について被控訴人国 の主張を尽くさせた上で判断すべきであろう。

4 日韓会談と日朝交渉との状況の相違について

日韓会談と日朝交渉との状況の相違についても、日韓基本条約の締結（1965年）から本件処分時までに42年の時間が経過していること、日本と北朝鮮との間では2002年に財産・請求権問題について、「双方は、国交正常化を実現するにあたっては、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議することとした。」との内容を含む日朝平壤宣言が調印されていることは争いの無い事実である。そして、同宣言の法的性格について被控訴人国は、被告は、日朝平壤宣言がウィーン条約法条約上の条約には該当しないが「政治的に極めて重みのある文書である」と述べ、逆に、両国に対して法的拘束力がない、両国間で今後具体的な財産・請求権問題に関する交渉が開始される蓋然性が存在する、などの主張は一切行わなかった。そのような事実を前提とすれば、今後行われる日朝交渉は、少なくとも財産・請求権問題については、基本的な合意のないま

国交正常化交渉が行われた日韓会談とは、全く状況を異にする。日韓会談は、逆に請求権処理に関する枠組みが決定される以前の段階、すなわち請求権は行使されるのか放棄されるのか、国交正常化は賠償方式と経済協力といずれの方式で行われるのか、といった基本的な事項が未確定であった段階での交渉であった。そのような点では、日朝交渉の財産・請求権問題にとって日韓会談の内容は、不開示の重要性が乏しい情報である。また、時間の経過によって貨幣価値や国交の状況も変化し、日韓会談当時の日本政府内部の検討内容が、それを公にすることによって生じる「おそれ」の現在性も乏しいものとなっている。

それにも関わらず原判決は、財産・請求権問題にとって「日朝平壤宣言は、財産・請求権問題等の解決については、今後の日朝国交正常化交渉においてこれを具体的に協議するとしているのであるから、原告らの指摘する条項が存在することをもって、既に述べたところが左右されるものではない。」（22頁、同旨29頁、30頁、31頁）と述べて控訴人の主張を退けた。しかしながら、原判決は、その指摘する「具体的な協議する」の内容を何ら特定することなく、「相互に放棄するとの基本原則」がまったく不確定であった日韓会談と、それが合意された上での日朝交渉を、意図的に混同している。すなわち、交渉の性格や基本原則が異なれば、外交交渉で検討される内容は自ずから変化し、日韓会談での日本政府の検討内容の開示が与える「おそれ」や重要性も減少することとなる。それにもかかわらず、原判決はそのような検討を回避し、その重要性や程度を問うことなく「影響する」ことをもって、不開示処分を正当化しているのである。

5 「時の経過」が考慮されるべきこと

公文書が作成された以降の「時の経過」は、不開示事由の現在性にか

かわるものであって、不開示事由の「おそれ」があると認めるには、相応の理由が必要とされることはすでに指摘したとおりである。さらに、一定期間を経過した公文書には、その「時の経過」自体に、別途の考慮が加えられるべきである。

すなわち、原審でも繰り返し主張したように、公文書については、諸外国ではその公開について、30年原則あるいは30年ルールが採用されており、30年を経過した公文書は、もはや歴史的文書と見なされ、原則として自動的に公開の対象となるべきものとされている。

また、2009年6月24日に成立した公文書管理法においても、利用請求があった場合における利用制限事由の該当性判断にあたって、「時の経過を考慮する」ことが明文化されている（公文書管理法16条2項）。公文書管理法の立法を所管した内閣官房公文書管理検討室の室員等が執筆した『逐条解説 公文書管理法』（ぎょうせい 2009年、甲31）には、次の解説がある。

「特定歴史公文書等は、行政文書又は法人文書としては既に保存期間が満了し、文書によっては作成又は取得から相当の年数が経過しているものが多数存在する。この場合、作成又は取得時、あるいは移管時においては、個人の権利利益や公共の利益を保護する必要があったものでも、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、保護の必要性が失われることもあり得る。こうした事情に鑑み、本項では、国立公文書館等の長が、利用制限事由の該当性を判断するに当たっては、時の経過を考慮する旨を規定したものである。

なお、諸外国においては、作成から30年を経過した文書については、原則として公開するとするいわゆる『30年ルール』の慣行もあるが、本法においては、一定年数を経過した文書を一律に全面公開す

るのではなく、あくまで業務やケース毎に判断すべきであるとの考え方により、こうした『30年ルール』も踏まえて総合的な判断が行なわれるよう、『時の経過を考慮する』との文言を用いたものである」（前掲書74、75頁）。

この逐条解説も指摘するとおり、公文書管理法では「30年ルール」自体は採用していないものの、「30年ルール」も踏まえた総合的な判断が行なわれることが前提になっている。逐条解説が指摘するとおり、「諸外国においては、作成から30年を経過した文書については、原則として公開する」というルールがとられている。もとよりこれら諸外国においても、何らかの安全保障上の問題や外交上の問題を抱えているが、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、保護の必要性が失われることが一般的であることを踏まえて、「30年ルール」を採用しているのである。

もちろん、本件における控訴人の開示請求は、公文書管理法に基づく利用請求ではないが、原判決も考慮することとしている「一般的又は類型的」な判断を前提としたとしても、「時の経過」は判断の重要な要素となるはずである。ところが、原判決は、総論的な判断枠組みの中では「時の経過」について一切触れず、各論的判断の中で、たとえば「日韓国交正常化交渉の実施や日韓基本条約等の締結から相当程度機関が経過していることを考慮しても」（21頁）等と一言簡単に触れているだけである。そこでは、「時の経過」がどのように考慮されているのかはまったく不明であり、控訴人の主張を排斥するための紋切り型の口実としか考えられない扱いを受けている。しかしながら、不開示事由の審査においては、公文書管理法にも具体化されたような「時の経過」は重要な考慮要素になるのであって、控訴人がその点を主張している以上、そ

れに対する判断は、具体的なものである必要がある。

さらに、公文書管理法の立法過程では、情報公開法 5 条 3 号、4 号該当性に関する被告国の中張立証責任が、「時の経過」のために加重されるものと考えられていた。

すなわち、公文書管理法の立法資料によれば、立案に携わった内閣官房公文書管理検討室が内閣法制局による法令審査を受けた際のやりとりとして、次の記載がある（○は内閣法制局仲野参事官補佐、●は内閣官房公文書管理検討室）（甲 3 2 の 2）。

○それから 3 号 4 号をこのまま使うとすると、歴史的価値とは比較できない条文となるがそれでいいのか。

●時の経過によって相当な理由の説明がだんだん大変になるだろうと考えている。

○時の経過は相当な理由の減少でよむのか、なるほど。

（甲 3 2 の 2、6 頁下から 2～5 行目）

前述のとおり、本件における控訴人の開示請求は、公文書管理法に基づく利用請求ではない。しかしながら、「時の経過」ゆえに「相当の理由」が減少するという考え方には、公文書管理法が創設した新たな考え方ではなく、一般性・普遍性をもった考え方であり、それゆえ法制局参事官補佐も立案者による説明をただちに了解したのである。したがって、公文書管理法による利用請求の場合に限らず、一定年数を経過した文書の開示を求めている事案においては、情報公開法 5 条 3 号、4 号の該当性判断にあたって、被告国の中張立証責任が加重されると解するべきである。その際、「一定年数」としては、30 年ルールが 1 つの目安になるであろうが、本件ではそれを遙かに上回る期間が経過しているのである。

るから、「相当な理由の説明がだんだん大変になる」という上記の考え方を踏まえ、被告国に厳格な主張立証責任を負わせるべきである。

第4 本件各文書における不開示事由の非該当性

1 本件文書1について

(1) 原判決の判断

本件文書は、外務省が作成した、日韓国交正常化交渉の概要や日韓国交正常化交渉における日本政府の対応等に関する内部の検討状況等が記録された文書である。

原判決は、本件文書における2箇所の不開示情報として、日韓会談における財産・請求権問題に関する特定の懸案事項に対する腹案の段階における見解として、在日韓国人に対する財産的保障についての腹案の具体的な内容と、請求権相互放棄の提案に付加する腹案の具体的な内容が記載されていることから、当該不開示情報が公にされれば、日韓国交正常化交渉と類似する日朝国交正常化交渉において、日韓国交正常化交渉における日本政府の検討内容が事前に北朝鮮当局に推測されることになれば、日朝国交正常化交渉において日本国が不利な立場に置かれる可能性が高いことを理由に、当該不開示情報は、法5条3号に該当すると判断する。

(2) 原判決の問題点

しかし、在日韓国人に対する財産的保障についての腹案については、既に公開されている文書の内容から、日本政府が、在日韓国人の財産的保障として、請求権の相互放棄を前提に、被徴用韓人に対する未払給料等の支払いについては考慮する余地がある旨を回答していることから、

これが不開示情報の内容であると推定できる(原告準備書面(2)3頁)。また、請求権相互放棄の提案に付加する腹案についても、前記不開示情報の内容やこれまでの日韓会談の研究から、被徴用韓人に対する未払給料等について支払うという内容であるか、又は、対韓経済援助に関して、経済援助の無償供与と一定額の商業借款の実施であると推定できるのである。

従って、不開示情報の内容が容易に推測出来る以上、すでに詳しく述べたように(第3の3)、その文書の開示によって日朝国交正常化交渉において日本国が「不利益を被るおそれ」において、不開示の重要性は存在しないかまたはきわめて小さなものとなる。いいかえれば、この不開示情報の開示を以て、日朝国交正常化交渉において日本政府が不利な立場に置かれる可能性(原判決22頁)は、抽象的にすら存在しないのである。

さらに日韓会談において日韓両国の間に存在した財産・請求権問題は、すでに詳しく述べたように(第3の4)、「財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則」に基づいてなされる日朝交渉においては状況や枠組みを大きく異にしている。それゆえ、財産・請求権問題をも含む「韓国と北朝鮮との法的地位等の類似性」(原判決20頁)を前提に議論する原判決は、その前提において事実認識を誤るものである。

2 本件文書2について

(1) 原判決の判断

本件文書は、外務省が作成した、日韓国交正常化交渉の概要や日韓国交正常化交渉における日本政府の対応等に関する内部の検討状況等が記録された文書である。

本件文書には、8箇所の不開示情報があるが、大きくわけて、①日韓

国交正常化交渉の中間の段階において、交渉全体の基本的枠組みについて、最終的に締結された日韓基本関係条約の解釈と相いれないと解し得る見解、②財産・請求権問題に関する日本政府内部の検討内容ないし非公式見解、及び③竹島問題に関する日本政府内部の認識ないし評価が記録されている。

そして、原判決は、前記①及び②の不開示情報については、当該不開示情報が公にされれば、日韓国交正常化交渉と類似する日朝国交正常化交渉において、日韓国交正常化交渉における日本政府のとりうる基本的枠組み等の選択の範囲や、日韓国交正常化交渉における日本政府の検討内容が事前に北朝鮮当局に推測されることになれば、日朝国交正常化交渉において日本国が不利な立場に置かれる可能性が高いことを理由に、当該不開示情報は、法5条3号に該当すると判断する。また、前記③の不開示情報については、竹島の領有権の帰属をめぐっては現在においても日本と韓国との間でその紛争が継続していることから、不開示情報が事前に韓国政府の認知することになれば、日本国が外交交渉上の不利益を被る相当程度の可能性が高いことを理由に、当該不開示情報は、法5条3号に該当すると判断する。

(2) 原判決の問題点

ア 不開示情報①・②について

前記①の不開示情報については、日韓会談決裂後、久保田発言の撤回をめぐって日本と韓国との間で意見の一一致を見なかったことから、久保田発言についての何らかの言及、すなわち基本関係条約では触れられなかった植民地支配に関する何らかの記載であると推定できる（原告準備書面（2）7頁）。

また、前記②の不開示情報についても、i) 韓国が提示した請求項

目・金額に対する日本側の試算や評価、ii) 韓国の提案した請求権の主張を封鎖するために、相殺又は韓国から大幅な譲歩を引き出すことを目的とした、日本側の試算や評価、iii) 請求権の相互放棄の代わりに、日本が韓国に対し、被徴用韓人の未払給料の支払を行う意図があった（甲14参照）とする非公式見解、及びiv) 両国が請求権の相互放棄をする場合でも、日本が韓国に対し支払う意図を有していた個別請求権の具体的な試算額と検討に関する何らかの記載であると推定できる（原告準備書面（2）8頁から10頁）。

従って、不開示情報①及び②の内容が容易に推測出来る以上、すでに詳しく述べたように（第3の3）、その不開示情報の開示によって日朝国交正常化交渉において日本国が「不利益を被るおそれ」において、不開示の重要性は存在しないかまたはきわめて小さなものとなる。いいかえれば、この不開示情報①及び②の開示を以て、日朝国交正常化交渉において日本政府が不利な立場に置かれる可能性（原判決22頁）は、抽象的にすら存在しないのである。

さらに日韓会談において日韓両国との間に存在した財産・請求権問題は、すでに詳しく述べたように（第3の4）、「財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則」に基づいてなされる日朝交渉においては状況や枠組みを大きく異にしている。それゆえ、財産・請求権問題をも含む「韓国と北朝鮮との法的地位等の類似性」（原判決20頁）を前提に議論する原判決は、その前提において事実認識を誤るものである。

イ 不開示情報③について

前記③の不開示情報については、竹島の領有権に関してこれを否定するとも解されるような消極的な評価に関する何らかの記載であると推定できる（原告準備書面（2）12頁）。

従って、不開示情報③についても、不開示部分はたかだか37文字

程度であり、その内容も領有権をめぐる問題に関してさほど重要性をもたず、かつ、その内容が容易に推測出来る以上、その不開示情報の開示によって、日韓間の竹島の領有権をめぐる問題で、日本国が外交交渉上の不利益を被る相当程度の可能性はないと言わざるを得ない。

3 本件文書 3について

(1) 原判決の判断

本件文書は、外務省が作成した、日韓国交正常化交渉の概要や日韓国交正常化交渉における日本政府の対応等に関する内部の検討状況等が記録された文書である。

本件文書には、4箇所の不開示情報があるが、いずれも財産・請求権問題に関するものであり、①日本政府の韓国政府に対する請求金額について個別具体的項目に係る試算等に関する内容（2箇所）、②韓国政府との交渉過程において日本政府が主張していた基本方針の目的や評価についての日本政府内部の見解、及び③韓国政府との交渉過程において問題となった韓国政府の日本政府に対する請求について、日本政府が正式提示を留保した具体的な請求項目に係る請求内容及びその試算等が記録されている。

そして、原判決は、当該不開示情報が公にされれば、日韓国交正常化交渉と類似する日朝国交正常化交渉において、日韓国交正常化交渉における日本政府の基本方針の目的や評価についての日本政府内部の見解、あるいは日本政府の検討内容や、個別具体的項目に係る試算等が事前に北朝鮮当局に推測されることになれば、日朝国交正常化交渉において日本国が不利な立場に置かれる可能性が高いことを理由に、当該不開示情報は、法5条3号に該当すると判断する。

(2) 原判決の問題点

ア 不開示情報①について

前記①の不開示情報については、文書3と同様に日韓会談の問題点を指摘した文書6において「わが方は、終戦後韓国において合衆国軍政府および韓国政府が日本財産に対してとった措置および現状について照会を行ったが、韓国側はこれに対して回答しなかった。(なお、わが方は会談においてわが方の韓国に対する請求項目を提示したことはないが、請求額として大蔵省が試算したところは資料13.のとおりである。)」との記載が公開されており、文書3と文書6の記載を比べてみると、「請求額として大蔵省が試算したところは資料13.のとおりである。」以外は一字一句違わない内容が記載されていることから、不開示情報①の前半部分は、対韓請求額の具体的金額（当時の外務省が公刊した資料から推測すれば、約120億円から140億円程度・甲15）が記載されており、不開示情報①の後半部分は前記試算額に対応する対韓請求額の具体的項目及び試算額が記載されていることは明らかである（原告準備書面（2）14頁）。

イ 不開示情報②について

前記②の不開示情報についても、日本政府が主張していた基本方針の目的、評価についての日本政府内部の率直な見解として、「早期の解決を図るため、請求権に関する法的論拠は別として、一刻も早く政治的妥結を図る必要性があった」旨の日本政府の見解が記載されていると推測される（原告準備書面（2）15・16頁）。

ウ 不開示情報③について

前記③の不開示情報については、既に韓国で開示されている日韓会談関連文書の中で「一般請求権小委員会関係文書送付の件」と題する文書（甲28）が存在し、同文書によれば、韓国側が日本語で作成し

て Aid Memoire と題目をつけた“メモ”形式の文書（甲 16）を日本側に提示したと記載されており、一方、文書 3 の 13 枚目の不開示部分の後に「(2) 韓国側主張 韓国側は、韓国在日財産及び対日請求権の現状に関し照会するとともに、右財産及び請求権として資料その八記載のとおりの項目を提出した。」（乙 9）と記載されていることからすれば、甲 28 号証の文書のうち日本語で作成された Aid Memoire と題目をつけた“メモ”形式の文書と不開示情報③を含む「資料その八」（文書 3 の 77 枚目から 83 枚目まで）とが全く同一内容の文書であることは明白である。

とすれば、不開示情報③の内容は、甲 16 号証の通り、「韓国人官吏に対する恩給等〇〇未払金（日本恩給局によれば約 5 億円）」（〇〇部分は文字の解読が出来ない）であることは間違いない。

にもかかわらず、原判決は、「韓国政府が開示した文書に記録された情報から上記不開示部分に記録された情報の内容等を推測する」と明らかに経験則に反した事実認定をしたうえで、「内容等を推測すること」と、「内容が現実的に明らかにされること」とは、「次元を異にするものであり、日朝国交正常化交渉に与える影響も異なるものである」と、無理矢理に結論づけている（原判決 29 頁）。

しかし、不開示情報③に関して言えば、情報の内容を「推測」しているのではなく、情報の内容自体が現実的に明らかとなっているのであるから、この点において原判決がなした「次元を異にする」との判断は当を得ておらず、結局、個別具体的項目に係る試算等が事前に北朝鮮当局に「推測」されることにより日朝国交正常化交渉において日本国が不利な立場に置かれる可能性が高いとの理由で、不開示情報③が法 5 条 3 号に該当すると結論づけた原判決の判断は誤っていると言わざるを得ない。

エ 原判決の判断の不当性について

以上からすれば、各不開示情報の内容が容易に確定あるいは推定出来る以上、すでに詳しく述べたように（第3の3）、その文書の開示によって日朝国交正常化交渉において日本国が「不利益を被るおそれ」についていえば、不開示の重要性は存在しないかまたはきわめて小さなものとなる。いいかえれば、この不開示情報の開示を以て、日朝国交正常化交渉において日本政府が不利な立場に置かれる可能性（原判決22・28頁）は、抽象的にすら存在しないのである。

さらに日韓会談において日韓両国との間に存在した財産・請求権問題は、すでに詳しく述べたように（第3の4）、「財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則」に基づいてなされる日朝交渉においては状況や枠組みを大きく異にしている。それゆえ、財産・請求権問題をも含む「韓国と北朝鮮との法的地位等の類似性」（原判決20・29頁）を前提に議論する原判決は、その前提において事実認識を誤るものである。

4 本件文書4について

（1）原判決の判断

本件文書は、外務省が作成した、日韓国交正常化交渉の概要や日韓国交正常化交渉における日本政府の対応等に関する内部の検討状況等が記録された文書であり、韓国政府が正式提示を留保している対日請求権について、日本政府内部でその項目の金額を具体的に試算した結果及びその検討内容等に関する情報が記載されていることから、原判決は、当該不開示情報が公にされれば、日韓国交正常化交渉と類似する日朝国交正常化交渉において、財産・請求権問題に関する日本政府の検討内容や、個別具体的の項目に係る試算等が事前に北朝鮮当局に推測されることに

なれば、日朝国交正常化交渉において日本国が不利な立場に置かれる可能性が高いことを理由に、当該不開示情報は、法 5 条 3 号に該当すると判断する。

(2) 原判決の問題点

しかし、本件文書の不開示情報の内容は、次のような内容であると推測される。すなわち、1952年2月に韓国政府が日本政府に対して提出した「韓日間財産及び請求権協定要綱」の中で、韓国政府が項目を挙げたものの金額を提示しなかった対日請求権に関する韓国側提案（いわゆる「8項目」）であるが、その内容は文書 69（原判決での文書 3）の 74 枚目及び 75 枚目に資料 6 として開示されている）に関し、それ以前の 1949 年に韓国政府が作成した「対日賠償要求調書」（甲 17）などを参照して、日本政府がいわゆる「8項目」の項目ごとに具体的な試算をし、その金額等に対する見解等を記載していると推測される（原告準備書面（2）19 頁以下）。

従って、上記の通り、不開示情報の内容が推定出来る以上、すでに詳しく述べたように（第 3 の 3）、その文書の開示によって日朝国交正常化交渉において日本国が「不利益を被るおそれ」についていえば、不開示の重要性は存在しないかまたはきわめて小さなものとなる。いいかえれば、この不開示情報の開示を以て、日朝国交正常化交渉において日本政府が不利な立場に置かれる可能性（原判決 22・30 頁）は、抽象的にすら存在しないのである。

さらに日韓会談において日韓両国の間に存在した財産・請求権問題は、すでに詳しく述べたように（第 3 の 4）、「財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則」に基づいてなされる日朝交渉においては状況や枠組みを大きく異にしている。それゆえ、財産・請求権問題をも含む「韓国

と北朝鮮との法的地位等の類似性」（原判決20・30頁）を前提に議論する原判決は、その前提において事実認識を誤るものである。

5 本件文書5について

(1) 原判決の判断

本件文書は、外務省が作成した、日韓国交正常化交渉の概要や日韓国交正常化交渉における日本政府の対応等に関する内部の検討状況等が記録された文書である。

本件文書の不開示情報（2箇所）は、いずれも財産・請求権問題に関するものであり、前半の不開示部分は、文書3の13枚目の不開示部分（文書3の不開示情報①前半）と同旨であり、後半の不開示部分は文書3の16枚目の不開示部分（文書3の不開示情報②）と同旨である。

そして、原判決は、当該不開示情報が公にされれば、日韓国交正常化交渉と類似する日朝国交正常化交渉において、日韓国交正常化交渉における日本政府の基本方針の目的や評価についての日本政府内部の見解、あるいは、個別具体的項目に係る試算等が事前に北朝鮮当局に推測されることになれば、日朝国交正常化交渉において日本国が不利な立場に置かれる可能性が高いことを理由に、当該不開示情報は、法5条3号に該当すると判断する。

(2) 原判決の問題点

しかしながら、前半の不開示部分には、文書3ないし文書6と同じく「大蔵省の試算したところによれば総額約〇〇〇億円と試算されている。」と具体的に試算された金額の総額（当時の外務省が公刊した資料から推測すれば、約120億円から140億円程度・甲15）が記載されていることは明らかである（原告準備書面（2）16頁）。

そして、後半の不開示部分も、文書3と同じく「早期の解決を図るため、請求権に関する法的論拠は別として、一刻も早く政治的妥結を図る必要性があった」旨の日本政府の見解が記載されていると容易に推測される（原告準備書面（2）15頁）。

従って、各不開示情報の内容が容易に推定出来る以上、すでに詳しく述べたように（第3の3）、その文書の開示によって日朝国交正常化交渉において日本国が「不利益を被るおそれ」についていえば、不開示の重要性は存在しないかまたはきわめて小さなものとなる。いいかえれば、この不開示情報の開示を以て、日朝国交正常化交渉において日本政府が不利な立場に置かれる可能性（原判決22・28頁）は、抽象的にすら存在しないのである。

さらに日韓会談において日韓両国の間に存在した財産・請求権問題は、すでに詳しく述べたように（第3の4）、「財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則」に基づいてなされる日朝交渉においては状況や枠組みを大きく異にしている。それゆえ、財産・請求権問題をも含む「韓国と北朝鮮との法的地位等の類似性」（原判決20・29頁）を前提に議論する原判決は、その前提において事実認識を誤るものである。

6 本件文書6について

（1）原判決の判断

本件文書は、外務省が作成した、日韓国交正常化交渉の概要や日韓国交正常化交渉における日本政府の対応等に関する内部の検討状況等が記録された文書であり、本件文書の不開示情報は、財産・請求権問題に関するものであり、文書3の16枚目の不開示部分（文書3の不開示情報②）及び文書5の不開示部分（不開示部分後半）と同旨であるから、原判決は、当該不開示情報が公にされれば、日韓国交正常化交渉と類似

する日朝国交正常化交渉において、日韓国交正常化交渉における日本政府の基本方針の目的や評価についての日本政府内部の見解が事前に北朝鮮当局に推測されることになれば、日朝国交正常化交渉において日本国が不利な立場に置かれる可能性が高いことを理由に、当該不開示情報は、法 5 条 3 号に該当すると判断する。

(2) 原判決の問題点

しかしながら、文書 3 及び文書 5 でも述べたように、本件不開示情報の内容は「早期の解決を図るため、請求権に関する法的論拠は別として、一刻も早く政治的妥結を図る必要性があった」旨の日本政府の見解が記載されていると容易に推測されるのであるから、すでに詳しく述べたように（第 3 の 3）、その文書の開示によって日朝国交正常化交渉において日本国が「不利益を被るおそれ」についていえば、不開示の重要性は存在しないかまたはきわめて小さなものとなる。いいかえれば、この不開示情報の開示を以て、日朝国交正常化交渉において日本政府が不利な立場に置かれる可能性（原判決 22・28 頁）は、抽象的にすら存在しないのである。

さらに日韓会談において日韓両国の間に存在した財産・請求権問題は、すでに詳しく述べたように（第 3 の 4）、「財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則」に基づいてなされる日朝交渉においては状況や枠組みを大きく異にしている。それゆえ、財産・請求権問題をも含む「韓国と北朝鮮との法的地位等の類似性」（原判決 20・29 頁）を前提に議論する原判決は、その前提において事実認識を誤るものである。

7 本件文書 7 について

(1) 原判決の判断

。 本件文書（乙13）は、外務省が作成した、日韓国交正常化交渉における日本政府代表者である吉田主査代理（大蔵省（当時）理財局次長）と韓国政府の李主査代理との間での説明や意見交換が記録された文書である。

原判決が、日韓会談一般請求権小委員会の議事にかかる本件文書について、法5条3号に該当するとした理由は、結局のところ、①そこに記載された日本政府代表と韓国政府代表との意見交換あるいは韓国政府出席者による基本的立場の説明が財産・請求権問題に関するものであること、②そうであれば韓国と類似の法的地位を持つ北朝鮮当局に「日本政府がいかなる関心を有しているかを推測」させる可能性があると言うことにある。なお被控訴人国は、北朝鮮との外交交渉に加えて、韓国政府との信頼関係を損なうおそれを主張していたが、原判決はその主張については何ら判断を加えていない。その意味で、韓国政府出席者による基本的立場の説明部分については、日本政府の持つ関心とは何ら関係がない。そのような情報まで北朝鮮との交渉を理由に不開示を正当化する原判決の認定は論理の飛躍と言わざるを得ないが、その点について原判決は何らの説明も行っていない。

（2）原判決の問題点

しかしながらまず第一に、「日本政府がいかなる関心を有しているかを推測」させる可能性自体は、国の安全等を「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」とは質的には異なるものである。日本政府が抱きあるいはかつて抱いた関心は、外交交渉に限らず、国会での答弁や記者会見などにより、常に政府によって明らかにされている。そのような日本政府の関心の中で、それを公にすることが国の安全等を「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」を生じさせるのは、相応の具体的な

根拠があり、また、その関心が一般に知られていないことが前提となる。しかし、以下に詳しく述べるように、原判決は、結論にいたる過程で、そのような前提となるべき具体的な事情はなんら審査していない。

前述の不開示部分に対応する日本側と韓国側とのやり取りは、原判決も認めるように（原判決 33 頁）、韓国側の議事録により逐語的にその内容が公にされており（甲 18）、その内容は、朝鮮半島における日本人株式がすべて韓国政府に帰属することを基本的立場として主張する韓国政府に対し、日本政府が 38 度線以北の北朝鮮政府が実効支配している地域の株式や支店財産を韓国に帰属させることの問題点を指摘した内容である（原告準備書面（2）21-2 頁）。このように朝鮮半島の唯一の正統政府であることを前提にその全領域の財産・請求権を主張する韓国政府に対し、その実効支配地域が限定されていることを口実に主張を制限させようとした日本側の対応は、日韓会談を通じた日本政府のよく知られた手法の一つに過ぎず、「日本政府がいかなる関心を有しているかを推測」する必要もない、歴史的には公知の事項である（例えば、高崎宗司「検証 日韓会談」岩波新書（1996年）127-8 頁）。

そして、その意見交換の内容が、韓国側の議事録によって明らかとなっている以上、すでに詳しく述べたように（第 3 の 3）、その文書の開示によって国の安全等を「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」において、不開示の重要性は存在しないかまたはきわめて小さなものとなる。いいかえれば、この不開示部分の開示を以て「日本政府がいかなる関心を有しているかを推測」させる可能性（原判決 32 頁）は、抽象的にすら存在しないのである。

また、日本政府が財産・請求権に関して有している関心は、本件分の開示された部分にも多数記載されているのであり、なぜ不開示とされた部分が不開示事由に該当する情報であるのかという、識別に関する認定

は、原判決ではなんらなされていない。

さらに日韓会談において日韓両国との間に存在した財産・請求権問題は、すでに詳しく述べたように（第3の4）、「財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則」に基づいてなされる日朝交渉においては状況や枠組みを大きく異にしている。また、本件文書が示す交渉の内容の背景として存在するのは、韓国と北朝鮮とがそれぞれ朝鮮半島における唯一の正当な政府であると主張して朝鮮半島全域に対する主権を主張しあっていたという基本的な事実である。しかしながら、その基本的な事実は、朝鮮戦争の休戦協定（1953年）に基づいてその後は北緯38度の国境線が事実上固定化し、冷戦終結後には韓国と北朝鮮とが同時に国連加盟を承認され（1991年）、さらに両国政府の間では南北共同宣言（2000年）によって「南と北は国の統一のため、南の連合制案と北側のゆるやかな段階での連邦制案が、互いに共通性があると認め、今後、この方向で統一を志向していくことにした。」として連邦制の方向での統一が志向されることとなった。そのような状況の進展もとで、韓国と北朝鮮による朝鮮半島全域に対する主権の主張は、今日までに根本的な変化を見せているのである。そのような基本的事実の変化を何ら考慮することなく、財産・請求権問題をも含む「韓国と北朝鮮との法的地位等の類似性」（原判決32頁）を前提に議論する原判決は、その前提において事実認識を誤るものである。

8 本件文書8について

（1）原判決の判断

本件文書（乙14）は、外務省が作成した、日韓国交正常化交渉における日本政府代表者である吉田主査代理（大蔵省（当時）理財局次長）と韓国政府の李主査代理との間での説明や意見交換が記録された文書

である。

原判決が、日韓会談一般請求権小委員会の議事にかかる本件文書について、法5条3号に該当するとした理由は、結局のところ、①そこに記載された日本政府代表と韓国政府代表との意見交換の内容が財産・請求権問題に関するものであること、②そうであれば韓国と類似の法的地位を持つ北朝鮮当局に「日本政府がいかなる関心を有しているかを推測」させる可能性があると言うことにある。なお被控訴人国は、北朝鮮との外交交渉に加えて、韓国政府との信頼関係を損なうおそれを主張していたが、原判決はその主張については何ら判断を加えていない。その意味で、韓国政府出席者による発言部分については、日本政府の持つ関心とは何ら関係がない。そのような情報まで北朝鮮との交渉を理由に不開示を正当化する原判決の認定は論理の飛躍と言わざるを得ないが、その点について原判決は何らの説明も行っていない。

(2) 原判決の問題点

しかしながらまず第一に、「日本政府がいかなる関心を有しているかを推測」させる可能性自体は、国の安全等を「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」とは質的には異なるものである。日本政府が抱きあるいはかつて抱いた関心は、外交交渉に限らず、国会での答弁や記者会見などにより、常に政府によって明らかにされている。そのような日本政府の関心の中で、それを公にすることが国の安全等を「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」を生じさせるのは、相応の具体的な根拠があり、また、その関心が一般に知られていないことが前提となる。しかし、以下に詳しく述べるように、原判決は、結論にいたる過程で、そのような前提となるべき具体的な事情はなんら審査していない。

本件の不開示部分に対応する日本側と韓国側とのやり取りは、原判決

も認めるように（原判決 34 頁）、韓国側の議事録により逐語的にその内容が公にされており（甲 19）、その内容は、朝鮮半島における韓国法人及び自然人をすべて韓国政府の請求範囲内に含めること主張する韓国政府に対し、日本政府が北朝鮮に所在する自然人の有価証券をどのように考えるのかなどと問題点を指摘した内容である（原告準備書面（2）24・5 頁）。このように朝鮮半島の唯一の正統政府であることを前提にその全領域の財産・請求権を主張する韓国政府に対し、その実効支配地域が限定されていることを口実に主張を制限させようとした日本側の対応は、日韓会談を通じた日本政府のよく知られた手法の一つに過ぎず、「日本政府がいかなる関心を有しているかを推測」する必要もない、歴史的には公知の事項である（前出「検証 日韓会談」127－8 頁）。

そして、その意見交換の内容が、韓国側の議事録によって明らかとなっている以上、すでに詳しく述べたように（第 3 の 3）、その文書の開示によって国の安全等を「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」において、不開示の重要性は存在しないかまたはきわめて小さなものとなる。いいかえれば、この不開示部分の開示を以て「日本政府がいかなる関心を有しているかを推測」させる可能性（原判決 32 頁）は、抽象的にすら存在しないのである。

また、日本政府が財産・請求権に関して有している関心は、本件分の開示された部分にも多数記載されているのであり、なぜ不開示とされた部分が不開示事由に該当する情報であるのかという、識別に関する認定は、原判決ではなんらなされていない。

さらに日韓会談において日韓両国の間に存在した財産・請求権問題は、すでに詳しく述べたように（第 3 の 4）、「財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則」に基づいてなされる日朝交渉においては状況や枠組みを大きく異にしている。また、前項（本件文書 7 の項）で詳しく述べ

たように本件文書が示す交渉の内容の背景として存在するのは、韓国と北朝鮮とがそれぞれ朝鮮半島における唯一の正当な政府であると主張して朝鮮半島全域に対する主権を主張しあっていたという基本的な事実である。しかしながら、その基本的な事実は、今日までに根本的な変化を見せていくのである。そのような基本的事実の変化を何ら考慮することなく、財産・請求権問題をも含む「韓国と北朝鮮との法的地位等の類似性」（原判決32頁を34頁が引用）を前提に議論する原判決は、その前提において事実認識を誤るものである。

9 本件文書9について

(1) 原判決の判断

本件文書（乙15）は、外務省が作成した、日韓国交正常化交渉における韓国政府代表劉主査の率直な発言内容及び日本政府代表者である吉田主査代理(大蔵省(当時)理財局次長)の発言内容が記録された文書である。

原判決が、日韓会談一般請求権小委員会の議事にかかる本件文書について、法5条3号に該当するとした理由は、本件文書7と同様に結局のところ、①そこに記載された韓国政府出席者の発言内容あるいは日本政府出席者の発言内容が財産・請求権問題に関するものであること、②そうであれば韓国と類似の法的地位を持つ北朝鮮当局に「日本政府がいかなる関心を有しているかを推測」させる可能性があると言うことにある。なお被控訴人国は、北朝鮮との外交交渉に加えて、韓国政府との信頼関係を損なうおそれを主張していたが、原判決はその主張については何ら判断を加えていない。その意味で、韓国政府出席者発言内容の部分は、日本政府の持つ関心とは何ら関係がない。そのような情報まで北朝鮮との交渉を理由に不開示を正当化する原判決の認定は論理の飛躍と言わ

ざるを得ないが、その点について原判決は何らの説明も行っていない。

(2) 原判決の問題点

しかしながらまず第一に、「日本政府がいかなる関心を有しているかを推測」させる可能性自体は、国の安全等を「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」とは質的には異なるものである。日本政府が抱きあるいはかつて抱いた関心は、外交交渉に限らず、国会での答弁や記者会見などにより、常に政府によって明らかにされている。そのような日本政府の関心の中で、それを公にすることが国の安全等を「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」を生じさせるのは、相応の具体的な根拠があり、また、その関心が一般に知られていないことが前提となる。しかし、以下に詳しく述べるように、原判決は、結論にいたる過程で、どのような前提となるべき具体的な事情はなんら審査していない。

本件の不開示部分に記載された韓国側の劉主査の発言については、韓国側が公開している会議録要旨(甲29)から、徴用者未収金問題の個人に対する支払処理を、「未収金の国内的処理はわが政府が権限を持つことだとしなければならない。」と述べた内容であることが推定されている(原告準備書面(2)28頁)。また、日本側の吉田主査代理の発言についても、開示されている前後の文脈から、財産・請求権問題に関する重要事項に関する棚上げや政治的解決の示唆が記載されていると推測される(原告準備書面(2)28頁)。これらの内容は、いずれも当時の日本と韓国側の基本的な対応として歴史的には公知に属する内容である(前出「検証 日韓会談」108-9頁)。また、結果として日韓会談が、財産・請求権問題について、経済協力方式によって「完全かつ最終的に解決された」とされたことや(財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協

定：日韓請求権協定）、その結果として韓国内の処理は韓国政府に委ねられたこと、から見れば、何ら特別の意味を持つ情報ではない。それゆえ、これらの不開示部分の内容は、その重要性においてなんら法5条3項の不開示が正当化されるものではない。

そして、その意見交換の内容が、韓国側の会議録要旨によって明らかとなっている以上、すでに詳しく述べたように（第3の3）、その文書の開示によって国の安全等を「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」において、不開示の重要性は存在しないかまたはきわめて小さなものとなる。いいかえれば、この不開示部分の開示を以て「日本政府がいかなる関心を有しているかを推測」させる可能性（原判決32頁）は、抽象的にすら存在しないのである。

また、日本政府が財産・請求権に関して有している関心は、本件分の開示された部分にも多数記載されているのであり、なぜ不開示とされた部分が不開示事由に該当する情報であるのかという、識別に関する認定は、原判決ではなんらなされていない。

さらに日韓会談において日韓両国の間に存在した財産・請求権問題は、すでに詳しく述べたように（第3の4）、「財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則」に基づいてなされる日朝交渉においては状況や枠組みを大きく異にしている。それゆえ、財産・請求権問題をも含む「韓国と北朝鮮との法的地位等の類似性」（原判決32頁）を前提に議論する原判決は、その前提において事実認識を誤るものである。

10 本件文書10について

（1）原判決の判断

本件文書（乙16）は、外務省が作成した、日韓国交正常化交渉における日本政府代表及び韓国政府代表の発言内容が記録された文書であ

る。この不開示部分については、対応する韓国側の議事録が存在し（甲 19）、不開示とされている内容が、日本政府側が、在日の韓国学園卒業者について、日本の正規学校卒業者の資格は認められない一方で、韓国内の正規学校卒業者としての資格であれば考慮に値することを示唆した発言であることが判明している（原告準備書面（2）30頁）。

原判決が、本件文書について、法5条3号に該当するとした理由は、①在日韓国人学校卒業生の進学資格に係る日本政府側の出席者の発言内容が記録されていて、②日朝交渉においては在日朝鮮人の進学資格の取扱いは法的地位に関する重要な問題で取り上げられる可能性がある、という点にある。

（2）原判決の問題点

しかし、本件文書の不開示部分が対応する韓国側の記録によりその内容が明らかとなっている点で、その内容は「北朝鮮当局」も含めて何人も知りうるのであり、すでに詳しく述べたように（第3の3）、その文書の開示によって国の安全等を「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」において、不開示の重要性は存在しないかまたはきわめて小さなものとなる。いいかえれば、この不開示部分の開示を以て「事前に相手側である北朝鮮当局に推測されることの不利益」（原判決37頁）は、抽象的にすら存在しないのである。

第2に、原判決の誤った認定を前提としても、朝鮮人学校卒業生の進学資格の問題は、現在までに外交交渉の内容としては、何ら重要性を持たないこととなっている状況の変化が存在する。日本政府は、韓国学校や朝鮮学校を卒業した在日朝鮮・韓国人の大学進学資格の問題について長らく民族学校の卒業者に大学進学資格を認めない扱いを続けてきた。しかしその後、1999年（平成11年）9月に実施された大学入学資

格検定試験(2005度からは高等学校卒業程度認定試験)の受験資格の拡大、ならびに2003年(平成15年)9月の文科省告示の改正により各大学が個別の入学資格審査により入学資格を認めることを可能としたことによって、民族学校の卒業生が国公立を含む日本の大学に入学することの障害が取り払われている(原告準備書面(2)30-1頁)。その意味で朝鮮人学校卒業生の進学資格は、原判決が述べるような、法的地位に関する重要な問題ではもはやありえない。それにもかかわらず原判決は、「協議の対象となる可能性は否定されず」(原判決39頁)といった、およそ説得力を持たない詭弁によって控訴人の主張を退けるのであるが、そのような原判決の態度が行政機関の長の判断の合理性を検証する役割を頭から放棄したとしか評しえないことは、繰り返し指摘するところである。

11 本件文書11について

(1) 原判決の判断

本件文書(乙17)は、外務省が作成した、日韓国交正常化交渉における日本政府の対応について日本政府内部で検討した試案の内容が記録された文書である。

原判決が、本件文書について、法5条3号に該当するとした理由は、結局のところ、①不開示部分の内容が日韓会談が不調に終わった場合に日本政府がとるべき措置の検討内容や海上警備強化等の具体的措置を記載したものであり、②会談不調の場合にとるべき措置については、日朝交渉においても北朝鮮が高い関心を有し、北朝鮮当局がそれを参考にすることによりわが国が不利になるとする点にある。この点で被控訴人国は、対韓国との関係で、韓国内で問題視される可能性と信頼関係が損なわれるおそれを指摘していたが、原判決はその点には何ら触れていない

い。

(2) 原判決の問題点

しかし、原判決が理由とする対北朝鮮との交渉でわが国が不利になるとする認定は、あまりに荒唐無稽なものである。

第1に、当時の日韓関係と現在の日朝関係は、まったく異なる環境にある。今日までに北朝鮮との間では、核や拉致の問題をめぐって、一方では制裁に関する国連安全保障理事会決議や実際に実施されている各種の経済制裁が存在し、他方では関係が緊張した場合には核やミサイルによる威嚇や攻撃も想定せざるを得ない状況にある。そのような中で交渉が不調に終わった場合に日本がとりうる措置は、50年以上も前に想定されたものと同じではあり得ようがない。このことは、船舶の性能やコンピュータ機器が50年以上も前とはまったく異なる海上警備行動についても同様である。そのような時代遅れの情報を、具体的な根拠もなしに「北朝鮮当局がそれを参考にして交渉に臨み、これにより我が国が立場に置かれる可能性が高い」などと強弁することは、誇張以外のなものでもない。被控訴人国の主張においても、原判決の認定にはさらに、「おそれ」の現在性がまったく欠如している。

第2に、被控訴人国は、日韓会談が不調に終わった際の当時の対抗措置や海上警備活動について、その検討内容をすべて不開示としているわけではない。対抗の具体的措置については、2 韓国人及び在日韓人にに対する措置、3 國際司法裁判所への提訴、4 赤十字國際委員会へのあっ旋依頼、5 李ラインの警部強化および漁船保護措置、6 李ライン問題ないし抑留漁夫問題の国連提訴、7 通商貿易上の措置、8 北鮮貿易、9 米国があっ旋など、多くの具体的措置はすでに開示された部分に含まれている（原告準備書面（2）32-3頁）。海上警備強化およ

び漁船保護措置についての具体的措置についても、不開示とされた部分はわずか計 11 行であり、開示されている部分である「(イ) 海上保安庁による警備体制の量的増強」と比較しても、抽象的な措置の項目が列挙されているにすぎないものと考えられる（同上）。それゆえ、不開示とされた情報が開示された情報に比べてどのように重要であるかの判断が、行政機関の長の判断の合理性を審査するために不可欠であるが、被控訴人国の主張においても、原判決の認定にはさらに、そのような識別のための主張・認定はなされていない。この点について、原判決は、こうした識別のための主張を求めるることは、実質的に開示を求めるに等しいと強弁するが、それもまた誇張であり、司法の任務を放棄するものであることは、前述（第 3 の 2 (4) 参照）したとおりである。

12 本件文書 12 について

本件文書（乙 18）は、外務省が作成した、日韓国交正常化交渉の過程における、在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題と帰還協定の締結についての日本政府の対応について日本政府内部で検討した内容が記録された文書である。

(1) 22 枚目の不開示部分（李浩然事件）

ア 原判決の判断

原判決が、「李浩然事件」に関する検討内容である本件文書を法 5 条 3 号及び 4 号に該当するとした理由は、結局のところ、①出入国の管理に関わる問題であること（3 号）、②日朝交渉において在日朝鮮人の法的地位が協議される予定であること（4 号）であり、それぞれの問題の一般的な重要性について縷々述べられてはいるものの、本件不開示情報に関する具体的評価はなされていない。

イ 原判決の問題点

まず原判決は、本件不開示部分について、「李浩然に係る出入国許可問題に関して、日本政府内部において、同人の行動をどのように評価していたかについての検討内容等が記録」という概括的な認定を行った上で、不開示事由の有無を検討しているが、その内容は被控訴人国の主張によってもより具体的である。すなわち、被控訴人国は、李浩然の行動の捕捉・判断を行った機関名と内容が記載されていると主張し、その機関名を不開示とともに、判断を行った数ある理由の中でその一部のみを不開示にしている。その理由として記載されているのは、「北鮮政府を説得する機会を与える」こと、外交問題処理上「さほどの害悪はないこと」、法律面からも「無理なしにまかなうことができる」と、同人に箇をつけたり恩を売ることにより「将来の民戦対策に便宜を得ること」などである。そして、その前後の文脈から捕捉・判断を行った機関名が公安調査庁であることは容易に推測できる内容であった（原告準備書面（2）37－8頁）。このように、本件不開示情報は、出入国の管理に関わる問題に関わる、日朝交渉において在日朝鮮人の法的地位が協議される予定といった一般的な理由で、すべて不開示とされているわけではなく、それらに関わる情報であっても、被控訴人国において「おそれ」を認めずに開示した部分と不開示とした部分が混在している。それにもかかわらず、その違いを特定することすらせずに一般論によって「公共の安全と秩序の維持に関するものにあたる」、「日朝国交正常化交渉における我が国の利益の確保に関するものに当たる」と断定した原判決の理由は、まずもつて不十分なものである。

また、出入国管理や在日朝鮮人の法的地位に関する情報であっても、開示された情報と不開示とされた情報が混在する中で、なぜ不開示と

された情報に不開示とすべき重要性が存在したのか（第3の2（4）参照）を、原判決は何ら認定していない。

さらに、被控訴人国が主張するようにこの部分に李浩然の行動の捕捉・判断を行った機関名と内容が記載されていたとしても、李浩然問題があったのは、1953年のことであり本件処分までにすでに54年を経過している。そのような時代の出入国の判断に関する理由の一つと機関名が、現在における出入国管理や日朝関係に影響を与えると考えることは、特段の事情がない限り不合理な判断である。その間、李浩然が議長を務めた民戦も解散し（1955年）、出入国管理法令とその実務も現在までに数々の制定・開催を重ねて変化している。在日朝鮮人に対しても、入管法の改正によって特例永住資格が与えられている。それにもかかわらず、被控訴人国が何らの特段の事情を主張していないもとで、原判決の認定は、「おそれ」の現在性（第3の2（4）参照）を欠いているものである。

なお、原判決は、この点について「北朝鮮当局との関係はいまだ多くの問題を残すことにおいて当時と大きく異なるとはいえない」、「関係行政機関の対応の態様等が具体的に推測され、支障をもたらすおそれがあることは否定できない」と強弁するが、その相違点やおそれについて具体的な根拠はまったく示されていない。このような空疎な認定によって、被控訴人国の判断が追認されるのであれば、それは裁量統制という司法機関の任務を放棄するに等しい。

（2）48枚目の不開示部分（北朝鮮帰還事業）

ア 原判決の判断

原判決が、在日朝鮮人の北朝鮮帰還の判断の検討内容である本件文書を法5条3号に該当としたとした理由は、結局のところ、①日朝交渉

で想定される「在日朝鮮人の法的地位等に影響を与える可能性がある」こと、②わが国の検討内容が事前に北朝鮮当局に推測されることになれば、わが国が不利な立場に置かれる可能性が高いこと、というものである。

イ 原判決の問題点

しかしこの文書の不開示理由について被控訴人国は、「韓国に対する率直な評価」と帰還先について「比較検討した内容やその際の価値判断」と説明し、韓国との信頼関係を損なう可能性を主たる理由としているが（その点の問題点は、原告準備書面（2）40－1頁で詳しく述べたところである）、原判決はその点についてなんら検討を加えていない。その結果として、原判決の判断は、本件文書との関係でも的外れの抽象的なものとなっている。

すなわち、第1に、本件文書の内容は、帰還を希望する在日朝鮮人の北朝鮮への帰還に関する政策変更に関する文書であって、原判決の言う「在日朝鮮人の法的地位」、言いかえれば在日朝鮮人の日本における滞在を認めるのかどうかの問題とは、何らの関係もない。仮に、在日朝鮮人の帰還政策が法的地位の問題と何らかの連動を持っていたとしても（そのような主張は被控訴人国からはなされていないが）、北朝鮮への帰還事業は、本件文書に記載されたような検討の後、1959年に開始されて1984年にはすでに終了しているものであり、現在または将来の今日の北朝鮮との外交交渉や「在日朝鮮人の法的地位」にとっては、歴史的な出来事にすぎない。さらに、本件文書は、在日朝鮮人の帰還政策に関する内部的検討を一切非公開としているわけではなく、当時の韓国の国内情勢に関する評価の部分のみを不開示の対象としていることはすでに指摘したとおりである。それゆえ、不開示部分について不開示事由が存在すると判断するのであれば、開

示されている内部検討の状況と識別される具体的理由のもとに判断がなされるべきであるが、原判決は、そのような認定を一切行っていない。以上のように原判決は、多くの点で、行政機関の判断過程の合理性を検証する作業をまったく怠っているのである。

13 本件文書13について

(1) 原判決の判断

本件文書は全面不開示文書であり、その内容は、外務省アジア局北東アジア課（当時）内に設置された日韓国交正常化交渉史編纂委員会が作成した文書であって、竹島問題に関する文献資料のリスト及びその概要等と竹島問題を巡る日韓両国政府の交渉等についての事実経過が記録された時系列表で構成されている。

原判決は、竹島の領有権の帰属を巡る問題が、現在においても日本と韓国との間で法的問題もかかわる紛争があることから、韓国政府が日本政府の見解及び検討内容並びにこれらに關係する文献資料や時系列表に高い関心を有することになるので、上記の文献リスト等や時系列表に含まれる情報は、韓国との交渉における日本国の利益の確保に関するものにあたり、上記の文献リスト等や時系列表に含まれる情報が事前に韓国政府の認知することになれば、日本国が外交交渉上の不利益を被る相当程度の可能性があることを理由として、外務大臣において全てを不開示とする判断をなしたとしても、外務大臣の裁量の範囲内であって、全面不開示となった上記の文献リスト等や時系列表に含まれる情報は、法5条3号に該当すると判断する。

(2) 原判決の問題点

ア 新たな文書の発見

本件処分以降に公開された多数の文書のなかに、外務省が作成した竹島問題を巡る日韓両国政府の交渉等についての事実経過が記録された時系列表が開示され、かつ、外務省が独自に収集した文献資料のタイトルが開示されている文書（文書910・甲30号証）があることが発見された。

この文書910は、本件原判決で対象となった開示決定の後の2008年5月9日付けで開示決定された文書であるが、「XV 竹島問題」との表題がある文書（「日韓国交正常化交渉の記録」という文書の一部）で、外務省が作成した竹島問題に関する日本と韓国との間ににおける交渉経緯等が詳しく（目次も入れて全267頁）記載された内部文書である。

イ 竹島問題に関する文献資料のリストについて

文書910によれば、「6. 竹島領有に関する日韓両国の見解」の「(1) 日韓間の応酬と日本側の竹島研究」の中で、外務省が独自に収集した文献資料について、その作者名・タイトル等を紹介している。

文書910（15－47頁から48頁）によれば、「一部の学者を島根・鳥取県に出張させて竹島に関する資料を収集させた。これら学者の研究資料で外務省においてガリ版またはタイプ印刷により作られたものは次のとおり。」とし、日本の学者が執筆した国際法に関連する文献として7点、歴史・地理学に関連する文献として12点、外務省条約局第1課の川上事務官が執筆した「竹島の領有」（A5版84ページ・1953年8月、外務省条約局刊）及び「竹島の歴史地理学的研究」（A5版304ページ・1966年8月、古今書院刊）、更に、韓国側の学者が執筆した文献として10点の書籍・論稿を紹介している。

以上の通り、文書910のなかでは、外務省が作成した文書以外の公刊物として30点（前記「竹島の領有」も公刊物に含めると31点）の文献が開示されており、一方、被告の釈明によれば、文書13のなかでは、全部不開示となった文献資料は合計約90点であり、うち外務省が作成した内部資料は約6割を占めるとあるから、文書13で不開示となった公刊物の数と、文書910で開示された公刊物の数とがほぼ一致することがわかる。

被告は、全部不開示となった文献資料について、公刊物のタイトルすら開示することができないと主張し、その理由として、当該文献資料について日本政府が関心を有していること等が韓国政府に知られ、当該文献資料に記載された内容に対する対策が講じられることなどにより、日本国が外交上の不利益を被る可能性が高いことをあげる。

しかし、被告が、当該全部不開示情報の一部である文献資料に関する情報（公刊物のタイトル・作者名等）を既に開示している点に鑑みれば、被告による「公刊物のタイトルすら開示することができない云々」という旨の主張は全くのデタラメであり、タイトル・作者名を不開示とする理由は全くないと言わざるを得ない。

とすれば、文書13において、全部不開示となっている文献資料のリスト及びその概要等が全て開示されたとしても、日本国が外交交渉上の不利益を被る相当程度の可能性があるとは言えないことは明白である。

ウ 竹島問題を巡る日韓両国政府の交渉等についての事実経過が記録された時系列表について

文書910によれば、「5. 竹島領有をめぐる日韓口上書の往復」という項の中に、日韓両国政府の交渉等についての事実経過が記録された時系列表として、「日韓間の口上書年表」と題する時系列表が存

在し、その末尾に「第24表 竹島問題について日本から韓国に送った口上書数」として、口上書に関する内容の主な事項別に分類し、当該事項別に年別で数を分類した表が付されている。

全部不開示となった日韓両国政府の交渉等についての事実経過が記録された時系列表が、前記「日韓間の口上書年表」と題する時系列表と全く同じであるかどうかは定かでない。

しかし、不開示となった日韓両国政府の交渉等についての事実経過が記録された時系列表が、（原判決の言葉を借りて言えば）作成者である当時の外務省の問題意識ないし関心事項が反映された時系列表であれば、その時系列表には、まさに、当時の外務省の問題意識ないし関心事項が反映された「日韓間の口上書年表」に記載される日韓両国政府のやりとりが記録されているはずであることは、容易に推測出来るといえる。

とすれば、被告は、一方で開示した情報を実質的に含む情報を全部不開示としておきながら、一方で全部不開示とした情報の一部を開示しているのであるから、全部不開示となった日韓両国政府の交渉等についての事実経過が記録された時系列表が開示されたとしても、それにより、日本国が外交交渉上の不利益を被る相当程度の可能性があるとは言えないことは明白である。

エ 原判決の判断の不当性について

上述したように、本件文書で全部不開示とされた情報のうち、文献資料や時系列表の一部が被告自身によって開示されている点を見ると、被告の竹島問題に関する情報の不開示該当性の判断基準が相当に場当たり的であり一貫性がないことが判る。

にもかかわらず、原判決は、竹島の領有権の帰属を巡る問題が、現在においても日本と韓国との間で法的問題もかかわる紛争があると

いう竹島問題の性質にも照らすと、外務大臣が、不開示情報が公にされることにより韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことをもって、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したということはできないと判断した。

結局、原判決は、本件不開示情報の内容や相当性の判断について、何らの具体的な検討もなさず、竹島問題に関する情報に該当するというだけの抽象的な判断基準のみで、不開示該当性を判断しているのであり、必要最低限度の範囲であるか等を検討するまでもなく、無批判に被告の主張を採用しているだけであるから、その判断基準は著しく不当であり、その取消を免れないと言わざるを得ない。

以上

平成22年(行コ)第20号 日韓会談文書一部不開示決定処分取消等請求控訴事件
控訴人 吉澤文寿 外9名
被控訴人 国

2010年3月31日

証拠説明書(7)

東京高等裁判所第17民事部ロハ係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 東澤



甲号証番号	標題 (原本・写しの別)	作成者 作成年月日	立証趣旨
28の1	「一般請求権小委員会関係文書送付の件」と題する文書	写し 金潤根 1961年3月 30日	1953年第二次韓日会談時請求権関係非公式会議席上で韓国側が日本側に Aid Memoire と題目をつけた“メモ”形式の文書3通（うち、最後の1通が甲16）を渡していた事実。 文書69(原判決では文書3)の82枚目の不開示部分を含む附属資料(資料八)が、韓国側が日本語で作成した文書(甲16)の内容を日本側で記録したものであることから、同不開示部分の記載が「韓国人官吏に対する恩給等〇〇未払金(日本恩給局によれば約5億円)」であった事実。
28の2	上記の翻訳	写し	同上
28の3	甲28の1の添付資料	写し	同上

29 の1	第5次韓日会談 予備会談一般請求 権小委員会会議録 (1次から13次) にある「韓国の対日 請求権問題に関する 韓国側の見解及び 韓国側関係者の 会議録要旨」の中の 「韓日会談一般請 求権小委員会関係 者会議 会議要旨」 と題する書面	写 し	韓国 1961年1月13 日	徴用者未収金問題に関し、日本側が該当個々人に対して直接に弁済する意思を見せていることに対し、韓国側では、未収金の韓国国内での処理は韓国政府が権限を持つてしなければならないと考えられていた事実（翻訳太字の部分）。
29 の2	上記の翻訳	写 し		同上
30	「(4) 日韓国交 正常化交渉の記録 (竹島問題)」の抜 粋	写 し	外務省 作成年月日不 明	外務省が2008年5月9日 付けで一部不開示決定をした文 書番号910の抜粋（目次の1 頁目と15-32頁から15- 54頁まで）であり、文書13 7（原判決では文書13）の全 部不開示とされた情報のうち、 ①竹島問題を巡る日韓両国政 府の交渉等についての事実経過 が記録された時系列表の一部 と、「日韓間の口上書に関する年 表」に記載された時系列表とが 同内容である事実、 ②竹島問題に関する文献資料 のリスト及びその概要等の一部 と、「日韓間の応酬と日本側の竹 島研究」の中で紹介されている 文献とが同一である事実など

31	逐条解説 公文書管理法	写	株式会社ぎ ょうせい 2009年10月 20日初版発 行	公文書管理法において「時の経 過」が、『30年ルール』に由来し、 重要な考慮要素とされている事実
32 の1	開示決定通知書	写	内閣府大臣 官房長 松元 崇 2010年1月 22日	甲32の2が情報公開で入手した立 法資料であることを示すためのも の
32 の2	公文書管理法立法 資料	写	内閣法制局 平成21年1 月6日	公文書管理法の立法過程におい ては、情報公開法5条3号、4号該 当性に関する被告国の主張立証責 任が、「時の経過」のために加重さ れるものと考えられていた事実

단기 42/4년 3월 30일

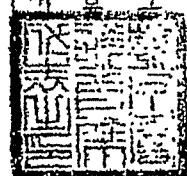
한일 예회 제 62 호



외무부 장관 구호

제 5 차 한일 회담 예비회담

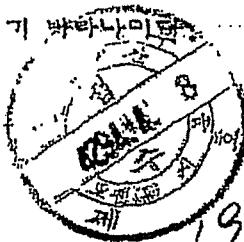
수석 대표 대리



일반 청구권 관계 문서 송부 의견

미리의견, 3월 22일에 개최된 제 7 차 일반 청구권 소위원회에서 일본측이 언급한 Aid Memoire (제 7 차 일반 청구권 소위원회 회의록 일본측 발언 참조)에 관하여 대표부의 한일 회담 관계 서류를 조사한바 1953년 제 2 차 한일 회담시 청구권 관계 비공식 회의 석상에서 미국측이 일본측에 3차에 걸쳐 Aid Memoire라고 제목을 붙인 "메모" 형식의 문서를 전달하였다는 기록은 있으나 원문을 발견치 못하여 일본측에 요청하여 원문이 일어로된 통문서의 사본을 밟았사amp;gt;기에 이를 험송 하오니 사수 차수와 검토 바시키 바탁나미드.

별첨: 상기 문서 사본



이 살

25	亞洲課 文書取扱
長	0
司	X
事	X
務	X
部	X
官	X
事	X
務	X

204

968



1063

檀紀 4294 (1961) 年 3 月 30 日

韓日予会 第 62 号

第 5 次 韓日会談予備会談

首席代表 代理 金 潤 根

外務部長官 貴下

一般請求権小委員会関係文書送付の件

頭書の件、3 月 22 日に開催された第 7 次一般請求権小委員会で日本側が言及した Aid Memoire(第 7 次一般請求権小委員会会議録日本側発言参照)に関して代表部の韓日会談関係書類を調査したところ、1953 年第二次韓日会談時請求権関係非公式会議席上でわが国側が日本側に、三度にわたって Aid Memoire と題目をつけた“メモ”形式の文書を渡したという記録はあるが原文を発見できず、日本側に要請して原文が日本語でできた同文書の写本を受け取ったので、これを添送しますから査収なさり検討されるよう望むものであります。

別添：上記文書写本

以上

AIDE-MÉMOIRE on talking of the 14th May, 1953

1065

1. 韓國國宝、歴史的記念物（美術工芸品、古著籍その他の化）返還
請求に關し 目録提示打合せの件
2. 韓國地図原版、実測地図及び海図返還請求に關し 目録打合
せの件
3. 韓国人（法人も含む）所有の日本有価証券（公債、社債、株式その他、
新券）償還、その他 取扱方法に關する日本側意見照会の件
4. 韓国人被徴用勞務者に対する諸未払金体裁分配に対する資料打合せの件

208

AIDE-MÉMOIRE on talking of the 23rd May, 1953

1066

1. 1945年9月20日付 SCAPIN 14号によし 特定在韓活動團體
機関（朝鮮銀行、朝鮮植産銀行、朝鮮信託株式会社、朝鮮金融組合連合会）
の在日財産の実体並びにその管理状況照会の件
2. 1945年9月22日付 SCAPIN 45号 係式 1945年11月17日付
SCAPIN 1945年12月10日付 在韓会社 349社の在日財産管理
清算状況及公同所有有価証券再進行状況照会の件
3. 太平洋戦争中の韓国人戦傷病者、戦死者 74,800名（未確定箇数、追々
其の内訳は別紙の如き

209

名鑑提出可能) (二) 対する賃金等 指置に関する日本側対策又は意見

4. 太平洋戦争中 韓国人被徴用勞務者 (1946年9月30日現在 営業者数)

105,151名の徴用中 死亡者 13603名 同員傷病約2000名傷

以上迄未確定數未定、追々名鑑提出可能) (二) 対する諸未払金

及公私賃金等 指置に関する日本側対策又は意見

210

5. 韓国内に在り交換回収 SCAAP要領並びに日本銀行員

立会の下に機知せし日本銀行員 及公 且本政府紙幣代り金清算

方法並びに時期に対する日本側意見

6. 韓国人が日本及日本占領地域上り敵國の時、当該地日本官憲に

969

強制的(二) 保管寄託セシ 日本銀行券、日本軍票、日本政府紙幣等
保管状況及公 同代り金清算方法並びに時期に対する日本
側専門的意見

1066

7. 戰争終結直後 朝鮮銀行より暫支払へ在る日本政府一般会計

歳出國庫金 742,859,000円 及公 日本銀行へ計り 貸越金

150,889,542円 清算方法及公 時期に対する日本側専門的

意見

211

8. 朝鮮銀行券發行準備在日還元方法及公 時期に対する日本側

意見

大韓民族民主共和国

9. 旧朝鮮總督府 東京出張所資產(朝鮮總督府 鉄道局員共消組合
財產) 管理状況照会の件

10. 朝鮮獎學會維持財團 在日財產現況 1= 國立 3. 照会 2. 件

212

971

- ... AIDE-MÉMOIRE en talking of the 28th MAY, 1953

1. 1日 李玉家財産 韓國國有化に関する件 通知

2. 朝鮮漁業組合連合会中央会 在日漁業等返還方法に関する日本側意見照会。件

3. 請求收金項目別概算金額提示及~~或~~日本側資料之照会依頼文件

A. 部

朝鮮電業株式会社 法文端代金前渡金 6.187.067 円

京城電氣株式会社 " 3207.088 14

2
1
0

大韓出國銀行	
南朝電氣株式会社	" 801,016 円
西鮮合同電氣株式会社	" 132,603 円
農地開発當金	" 282,806 円
馬事会種馬代金前渡金	" 841,745 円
 B. ② 部	
在外日本軍部機関の供給金等	1,933,193 円
麻薬代金未收金(財布屋生有外)	12,285,725 円
交通部運賃乗客その他未收金	31,980,386 円
林產物供出代金未收金	5,965,627 円
朝鮮食糧當金未收金	53,995,432 円
水利組合連合会關係未收金	88,910 円

972

214

農地開発當金工事前渡金	255,542 円
C. ② 部	8297
(韓國人加入者に対する日本十九生命保険 会社の生命保険責任準備金)	400,000,000 円
同未通過保險料概算	50,000,000 円
13損害保険会社の未払保険金	7,305,468,33
(同13会社に対する朝鮮火災海上保險 会社の再保險回収金)	10,630,690,83
(日本側在韓支店銀行の預金並びに為替組戻 元の他、雜費代払金)	227,638,722.26

215

D. 部	
郵便為替賃金韓國側受取基準	1,495,967.080 月
(貸借決算基準の日後12月以内韓國側 受取基準)	173,846.433 月
簡易生命保険關係受取金	391,352.964 月
薪工品代金未收金	3,563.321 月
放送局注文品代金前渡金	115,604 月
唐壳面關係未收金	5,140.174 月
以上 A. B. C. D. 各部の内容明細は付属韓國代表部	

973

韓奎永書記官 路由口下 隨時御搬会被下度	
D. 部 (備留事項)	1069
正式提示支留保證請求權項目及試概算金額	
1. 韓國人官吏に対する恩給等支拂未払金 (日本恩給額12,500,000,000 月) 12 月 3 件	
2. 第3國所在之韓國人(法人主食空)財產回收又本補償 方法12 月 3 件	
3. a. 日本法人12对于韓國內金融機關の滞り債金	214
	509,461,246 月

216

217

b. 日本人に対する韓國政府の債務償還	211, 241, 763 14
c. 日本法人並びに日本人に対する被徴金	1, 16, 5, 626 14
d. 日本法人並びに在外人の本邦送金	162, 210, 215 14
e. 貿易補償金	117, 617, 200 14
f. 貿易保留金	102, 572, 550 14
g. 異事行動による被害	232, 398, 883 14

이 문서는 국민의 재산으로서 국립문서관이다.

韓日會議 一般請求及日參會開佈者
會議要旨

會議

會議要旨

劉鶴鳴等直隸省席代表王早司今次事備會議開
始前日本側之文海經過概略開列說明
於此

二. 알은호우(會議行方)에 관하여 그는 그의 방
으로 갔다. 종종은 그에게 보내 대체로 회의를 열었다.

(24) 우리側의 한 사람(請求)은 일본側의 解消(其)을
順次(逐次) 대충(大略) 나갔다.

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 839. 840. 841. 842. 843. 844. 845. 846. 847. 848. 849. 849. 850. 851. 852. 853. 854. 855. 856. 857. 858. 859. 859. 860. 861. 862. 863. 864. 865. 866. 867. 868. 869. 869. 870. 871. 872. 873. 874. 875. 876. 877. 878. 879. 879. 880. 881. 882. 883. 884. 885. 886. 887. 888. 889. 889. 890. 891. 892. 893. 894. 895. 896. 897. 898. 899. 899. 900. 901. 902. 903. 904. 905. 906. 907. 908. 909. 909. 910. 911. 912. 913. 914. 915. 916. 917. 918. 919. 919. 920. 921. 922. 923. 924. 925. 926. 927. 928. 929. 929. 930. 931. 932. 933. 934. 935. 936. 937. 938. 939. 939. 940. 941. 942. 943. 944. 945. 946. 947. 948. 949. 949. 950. 951. 952. 953. 954. 955. 956. 957. 958. 959. 959. 960. 961. 962. 963. 964. 965. 966. 967. 968. 969. 969. 970. 971. 972. 973. 974. 975. 976. 977. 978. 979. 979. 980. 981. 982. 983. 984. 985. 986. 987. 988. 989. 989. 990. 991. 992. 993. 994. 995. 996. 997. 998. 999. 999. 1000. 1001. 1002. 1003. 1004. 1005. 1006. 1007. 1008. 1009. 1009. 1010. 1011. 1012. 1013. 1014. 1015. 1016. 1017. 1018. 1019. 1019. 1020. 1021. 1022. 1023. 1024. 1025. 1026. 1027. 1028. 1029. 1029. 1030. 1031. 1032. 1033. 1034. 1035. 1036. 1037. 1038. 1039. 1039. 1040. 1041. 1042. 1043. 1044. 1045. 1046. 1047. 1048. 1049. 1049. 1050. 1051. 1052. 1053. 1054. 1055. 1056. 1057. 1058. 1059. 1059. 1060. 1061. 1062. 1063. 1064. 1065. 1066. 1067. 1068. 1069. 1069. 1070. 1071. 1072. 1073. 1074. 1075. 1076. 1077. 1078. 1079. 1079. 1080. 1081. 1082. 1083. 1084. 1085. 1086. 1087. 1088. 1089. 1089. 1090. 1091. 1092. 1093. 1094. 1095. 1096. 1097. 1098. 1099. 1099. 1100. 1101. 1102. 1103. 1104. 1105. 1106. 1107. 1108. 1109. 1109. 1110. 1111. 1112. 1113. 1114. 1115. 1116. 1117. 1118. 1119. 1119. 1120. 1121. 1122. 1123. 1124. 1125. 1126. 1127. 1128. 1129. 1129. 1130. 1131. 1132. 1133. 1134. 1135. 1136. 1137. 1138. 1139. 1139. 1140. 1141. 1142. 1143. 1144. 1145. 1146. 1147. 1148. 1149. 1149. 1150. 1151. 1152. 1153. 1154. 1155. 1156. 1157. 1158. 1159. 1159. 1160. 1161. 1162. 1163. 1164. 1165. 1166. 1167. 1168. 1169. 1169. 1170. 1171. 1172. 1173. 1174. 1175. 1176. 1177. 1178. 1179. 1179. 1180. 1181. 1182. 1183. 1184. 1185. 1186. 1187. 1188. 1189. 1189. 1190. 1191. 1192. 1193. 1194. 1195. 1196. 1197. 1198. 1199. 1199. 1200. 1201. 1202. 1203. 1204. 1205. 1206. 1207. 1208. 1209. 1209. 1210. 1211. 1212. 1213. 1214. 1215. 1216. 1217. 1218. 1219. 1219. 1220. 1221. 1222. 1223. 1224. 1225. 1226. 1227. 1228. 1229. 1229. 1230. 1231. 1232. 1233. 1234. 1235. 1236. 1237. 1238. 1239. 1239. 1240. 1241. 1242. 1243. 1244. 1245. 1246. 1247. 1248. 1249. 1249. 1250. 1251. 1252. 1253. 1254. 1255. 1256. 1257. 1258. 1259. 1259. 1260. 1261. 1262. 1263. 1264. 1265. 1266. 1267. 1268. 1269. 1269. 1270. 1271. 1272. 1273. 1274. 1275. 1276. 1277. 1278. 1279. 1279. 1280. 1281. 1282. 1283. 1284. 1285. 1286. 1287. 1288. 1289. 1289. 1290. 1291. 1292. 1293. 1294. 1295. 1296. 1297. 1298. 1299. 1299. 1300. 1301. 1302. 1303. 1304. 1305. 1306. 1307. 1308. 1309. 1309. 1310. 1311. 1312. 1313. 1314. 1315. 1316. 1317. 1318. 1319. 1319. 1320. 1321. 1322. 1323. 1324. 1325. 1326. 1327. 1328. 1329. 1329. 1330. 1331. 1332. 1333. 1334. 1335. 1336. 1337. 1338. 1339. 1339. 1340. 1341. 1342. 1343. 1344. 1345. 1346. 1347. 1348. 1349. 1349. 1350. 1351. 1352. 1353. 1354. 1355. 1356. 1357. 1358. 1359. 1359. 1360. 1361. 1362. 1363. 1364. 1365. 1366. 1367. 1368. 1369. 1369. 1370. 1371. 1372. 1373. 1374. 1375. 1376. 1377. 1378. 1379. 1379. 1380. 1381. 1382. 1383. 1384. 1385. 1386. 1387. 1388. 1389. 1389. 1390. 1391. 1392. 1393. 1394. 1395. 1396. 1397. 1398. 1399. 1399. 1400. 1401. 1402. 1403. 1404. 1405. 1406. 1407. 1408. 1409. 1409. 1410. 1411. 1412. 1413. 1414. 1415. 1416. 1417. 1418. 1419. 1419. 1420. 1421. 1422. 1423. 1424. 1425. 1426. 1427. 1428. 1429. 1429. 1430. 1431. 1432. 1433. 1434. 1435. 1436. 1437. 1438. 1439. 1439. 1440. 1441. 1442. 1443. 1444. 1445. 1446. 1447. 1448. 1449. 1449. 1450. 1451. 1452. 1453. 1454. 1455. 1456. 1457. 1458. 1459. 1459. 1460. 1461. 1462. 1463. 1464. 1465. 1466. 1467. 1468. 1469. 1469. 1470. 1471. 1472. 1473. 1474. 1475. 1476. 1477. 1478. 1479. 1479. 1480. 1481. 1482. 1483. 1484. 1485. 1486. 1487. 1488. 1489. 1489. 1490. 1491. 1492. 1493. 1494. 1495. 1496. 1497. 1498. 1499. 1499. 1500. 1501. 1502. 1503. 1504. 1505. 1506. 1507. 1508. 1509. 1509. 1510. 1511. 1512. 1513. 1514. 1515. 1516. 1517. 1518. 1519. 1519. 1520. 1521. 1522. 1523. 1524. 1525. 1526. 1527. 1528. 1529. 1529. 1530. 1531. 1532. 1533. 1534. 1535. 1536. 1537. 1538. 1539. 1539. 1540. 1541. 1542. 1543. 1544. 1545. 1546. 1547. 1548. 1549. 1549. 1550. 1551. 1552. 1553. 1554. 1555. 1556. 1557. 1558. 1559. 1559. 1560. 1561. 1562. 1563. 1564. 1565. 1566. 1567. 1568. 1569. 1569. 1570. 1571. 1572. 1573. 1574. 1575. 1576. 1577. 1578. 1579. 1579. 1580. 1581. 1582. 1583. 1584. 1585. 1586. 1587. 1588. 1589. 1589. 1590. 1591. 1592. 1593. 1594. 1595. 1596. 1597. 1598. 1599. 1599. 1600. 1601. 1602. 1603. 1604. 1605. 1606. 1607. 1608. 1609. 1609. 1610. 1611. 1612. 1613. 1614. 1615. 1616. 1617. 1618. 1619. 1619. 1620. 1621. 1622. 1623. 1624. 1625. 1626. 1627. 1628. 1629. 1629. 1630. 1631. 1632. 1633. 1634. 1635. 1636. 1637. 1638. 1639. 1639. 1640. 1641. 1642. 1643. 1644. 1645. 1646. 1647. 1648. 1649. 1649. 1650. 1651. 1652. 1653. 1654. 1655. 1656. 1657. 1658. 1659. 1659. 1660. 1661. 1662. 1663. 1664. 1665. 1666. 1667. 1668. 1669. 1669. 1670. 1671. 1672. 1673. 1674. 1675. 1676. 1677. 1678. 1679. 1679. 1680. 1681. 1682. 1683. 1684. 1685. 1686. 1687. 1688. 1689. 1689. 1690. 1691. 1692. 1693. 1694. 1695. 1696. 1697. 1698. 1699. 1699. 1700. 1701. 1702. 1703. 1704. 1705. 1706. 1707. 1708. 1709. 1709. 1710. 1711. 1712. 1713. 1714. 1715. 1716. 1717. 1718. 1719. 1719. 1720. 1721. 1722. 1723. 1724. 1725. 1726. 1727. 1728. 1729. 1729. 1730. 1731. 1732. 1733. 1734. 1735. 1736. 1737. 1738. 1739. 1739. 1740. 1741. 1742. 1743. 1744. 1745. 1746. 1747. 1748. 1749. 1749. 1750. 1751. 1752. 1753. 1754. 1755. 1756. 1757. 1758. 1759. 1759. 1760. 1761. 1762. 1763. 1764. 1765. 1766. 1767. 1768. 1769. 1769. 1770. 1771. 1772. 1773. 1774. 1775. 1776. 1777. 1778. 1779. 1779. 1780. 1781. 1782. 1783. 1784. 1785. 1786. 1787. 1788. 1789. 1789. 1790. 1791. 1792. 1793. 1794. 1795. 1796. 1797. 1798. 1799. 1799. 1800. 1801. 1802. 1803. 1804. 1805. 1806. 1807. 1808. 1809. 1809. 1810. 1811. 1812. 1813. 1814. 1815. 1816. 1817. 1818. 1819. 1819. 1820. 1821. 1822. 1823. 1824. 1825. 1826. 1827. 1828. 1829. 1829. 1830. 1831. 1832. 1833. 1834. 1835. 1836. 1837. 1838. 1839. 1839. 1840. 1841. 1842. 1843. 1844. 1845. 1846. 1847. 1848. 1849. 1849

(44) 위에 제시한 바와 같이 日本側이 韓消費量을
表明하고 請求權에 関하여 比較의 내용이 簡單히
나타나 韓會에서 請求額을確定시킬 時據對

支那의 稅雜稅(例有價證券、通信部債權
徵用者支取金等)은 實發行者會議에서 且保有인
請求額을 算하여 韓會에서確定시킨다.

(45) 以上의 시 確定된 請求權은 除外让餘便由 請求權
後日 計算하여 政治的으로 解決된다.
中韓會計

(46) 한側의 請求額은 本側의 請求額과는 相互 檢核로 計산하여
本側이 計算한 請求額을 告知한 基則으로
同側이 計算한 請求額을 提出된다.
本側이 行政開闢으로 한側의 基本方針은 本側의

請水根據가 積極적으로 強力히 主張하고 有功에
總數의 減少는 一方側이 생식에서 讓步하는 것
같은 脫勢를 感합니다.

三、 某個의 請水権限의 開放에 대한 반대의 意見 提示가
必不可少。

(4) 徵用者가 收金의 由來에 関한 것은 日本側에서 解
消할 意思를 보이고 있으나, 該當個人의 直接
支拂하면 一생간의 賠償을 要하는 바. 一方側은
支拂金의 由來의 文理는 由政府가 負야서 誓의
小切기로 決定합니다.

(4) 在韓本社法人의 年日財產請水의 由來에 関하여

美國曰「吾則非主張以不利於德國復辟，取而代之。」
一小半者，又以莫大之數，有而證券，
請求外國，連迫其主，而自自身，
於理論上，樹立其必要性也。

四 請求權과 平和線의 運輸의 解決問題의 問題는
日本이 請求權問題에 以て 서로운 讓歩는 讓步
한 國民의 对日感情이 緩化된 것과 平和的
和線의 題의 解決로 이어질 것이라는點은 日本側에
誠得시ける 理由는 真實에 大體로 合意하였다.

五、清末蘿井經濟協調問題的平息與貢金

이 우편은 국립의 소장으로서 구입된 것입니다.

封識에於 이서는 今難此는 方封을 봐야 알

기 이라는데 今意記하니.

上 日本化表閣 甲墨用首席他表外日本外被首者에서
對置力이 있는 一主岸前首相外文替할 수 있음이
여자는 色이 文換되거나.

以上

812

0903

47

韓日会談一般請求権小委員会関係者会議 会議要旨

一、劉彰順委員会首席代表から今回の予備会談においての日本側との交渉経過概略に関する説明があった。

二、これから会議進行に関して次のような方針とすることがよいだろうと大体で合意した。

(ア)わが側の 8 個項目請求を日本側が弁済するかどうか順次的に大体詰めて進める。

(イ)上のような討議過程を経て日本側が弁済意思を表明した請求権に関して、比較的内容が簡単なものは委員会で請求金額を確定させ、証拠対象等が複雑なもの(例、有価証券、通信部債券、徴用者未収金等)は実務者会議で具体的な請求金額を探り出し委員会で確定させる。

(ウ)以上で確定した請求権を除いた請求権の内、やむを得ないものは後日ひとつにまとめて政治的に解決する。

(エ)わが側の請求金額提示は相互極秘にすることに合意した後、日本側が弁済するものを原則的に同意した項目に限って提示する。

(オ)会議進行に関するわが側の基本方針は、わが側の請求根拠が強いものを強力に主張し、後に金額の削減はわが側が恩を着せて譲歩するような態勢で臨む。

三、幾つかの請求権項目に関して次のような意見提示があった。

(ア)徴用者未収金問題に関しては日本側で弁済する意思を見せていて、該当個々人に直接支払おうという考えを暗示しているが、わが側は未収金の国内的処理はわが政府が権限を持つことだとしなければならない。

(イ)在韓本社法人の在日財産請求権問題に関して、米国がわが側の主張に不利な態度を取っているが、われわれはそれが莫大な金額の有価証券とも関連するものなのに比べて、われわれ自身の請求理論を樹立する必要がある。

四、請求権と平和ラインの連関的な解決問題に関しては、日本が請求権問題において多くの譲歩をしてこそ韓国国民の対日感情が緩和するだろうし、したがって平和ライン問題の解決も楽になるという点で日本側を納得させなければならないという意見に大体で合意した。

五、請求権と経済協調問題に関してまず委員会討議においては、分離する方針で進めるべきということで合意した。

六、日本代表団の澤田首席代表が日本外務省内で影響力が少ないので岸前首相と交替する可能性があるという話が交換された。

以上

XV 竹島問題

1. 終戦後における日本政府の措置 15-1
2. 対策要綱の決定と日本官憲の上陸 15-7
3. 海上保安庁船の竹島巡視 15-14
4. 韓国官憲の竹島占拠と日本政府の方針 15-26
5. 竹島領有をめぐる日韓口上書の往復 15-32
6. 竹島領有に関する日韓両国の見解 15-45
 - (1) 日韓間の応酬と日本側の竹島研究 15-45
 - (2) 日本政府(第1回) 15-55
 - (3) 韓国政府(第1回) 15-61
 - (4) 日本政府(第2回) 15-76
 - (5) 韓国政府(第2回) 15-91
 - (6) 日本政府(第3回) 15-118
 - (7) 韓国政府(第3回) 15-140
 - (8) 日本政府(第4回) 15-161
7. 國際司法裁判所訴訟案の提示 15-184
8. 紛争解決の交換公文案の妥結 15-208

15-32

5. 竹島領有をめぐる日韓口上書の往復

竹島領有に関して 1952年1月28日～

65年来 日本政府が 韓国政府あてに送った

口上書は 33回（その他口頭の抗議1回）

韓国政府が 日本政府あてに送った口上書は

26回に及んだ。 口上書の内容要旨年表は

次のとおり。

15-33

日韓間の口上書年表

| 年月日 | 日本側 | 韓国側 |
|------|--|-------------------|
| 4.28 | 李ライイン宣言(同年4月18日)を抗議する
とともに、同ラインに組み入れられた竹島に対する韓国の領有権を認める | |
| 5.12 | | 1月28日付日本側抗議に対する反論 |
| 4.25 | 韓国側による竹島領有権の主張に対する反駁 | |

| 年月日 | 日本側 | 韓国側 |
|-----------|--|--------------|
| 53. 6. 22 | 島根県島根丸により、韓国人漁民約30名が付近で漁撈していることを発見(同年5月28日)、領域侵犯の抗議 | |
| 6. 28 | | 日本側口上書に対する反駁 |
| 7. 13 | 竹島領有に関する日本政府の見解(日本側第1回)
海上保安庁巡視船が韓国憲法の保護のもとに韓國漁民漁撈活動中を発見、 かつ 銃撃を加えられたこと(同年7月12日)に關し、抗議 | |
| 8. 4 | | 日本國船の領域侵犯及 |

| 年月日 | 日本側 | 韓国側 |
|------|---|-----------------------------------|
| 8.8 | 7月13日付口上書を引用
竹島に関する一般的抗議 | ひ日本国宣戦の標識建立
(同年6月28日)に
抗議 |
| 8.22 | | 日本國船の領域侵犯(同
年7月12日)に關する
抗議 |
| 8.31 | 7月13日付口上書を引用
公船銃撃に關し、再抗議 | |
| 9.9 | | 竹島領有に關する韓國
政府の見解(義理倒等
回) |
| 9.26 | | 日本國船の領海侵犯
領土侵犯(同年9月17
日)の抗議 |
| 10.3 | 9月9日付韓國側口上書に
對し、日本政府の見解を詳
細に通報することを予告 | |

| 年月日 | 日本側 | 韓国側 |
|----------|---|-------------------------|
| 54.2.10. | 竹島領有に關する日本政府の見解（日本側第2回） | |
| 6.14 | 韓國側の領海侵犯、不法漁撈（同年5月23日）に抗議 | 日本國船による領海侵犯（同年5月23日）に抗議 |
| 8.26 | 海上保安庁巡視船に対する銃撃（同年8月23日）に關し、抗議 | |
| 8.27 | 韓國側の不法漁撈（同年6月16日）、韓國旗の不法掲揚（同年7月28日）、灯台建立（同年8月23日）等に抗議 | |
| 8.30 | | 日本國船の不法侵入（同年8月23日）に抗議 |
| 9.1 | | 8.27日付日本側上書に対する反論 |

| 年月日 | 日本側 | 韓国側 |
|---------|--|---------------------------------|
| 56.9.15 | | 竹島に灯台設置く同年
8月10日)通告 |
| 9.24 | 韓国による灯台設置抗
議 | |
| 9.25 | 竹島問題の國際司法裁
判所への付託を提議 | 竹島領有に関する韓国
政府の見解(韓国側第
2回) |
| 10.21 | 韓国側による大砲の設
定、家屋、無線用柱の
新築を認証(同年10月
2日)抗議 | |
| 10.28 | | 韓国政府、竹島問題の
國際司法裁への付託拒
否 |
| 11.29 | 韓国政府による竹島切
手発行に対する抗議 | |
| 11.30 | 海上保安庁巡視船に不
法発砲(同年11月21) | |

| 年月日 | 日本側 | 韓国側 |
|------------|----------------------------|--|
| 54. 12. 13 | 日) に対し抗議 | 韓国宣憲による竹島占拠の合法性及び竹島切手の発行について反論 |
| 12. 30. | | 日本軍船の不法侵犯(同年11月21日)に抗議 |
| 55. 8. 8 | | 新灯台設置通報 |
| 8. 16 | 海上保安庁巡視船が灯台、家庭、倉庫の存在を認証、抗議 | |
| 8. 24. | 灯台通報に關し、承認し得ずとして抗議 | |
| 8. 31 | | 灯台その他違造物付設の権利を主張、日本軍船の不法侵犯(同年7月16日)を抗議 |

15-39

| 年月日 | 日本側 | 韓国側 |
|-----------|---|--------------------|
| 56. 9. 20 | 竹島領有に関する日本政府の見解（日本側第3回） | |
| 57. 5. 8 | 海上保安庁巡視船による韓国官憲の常駐・建造物の視認（同年4月2日）抗議 | |
| 6. 4 | | 5月8日付日本側口上書
を反駁 |
| 12. 25 | 海上保安庁巡視船による灯台無線柱、韓国官憲の常駐視認（同年8月11日及び同年10月20日）抗議 | |
| 58. 10. 6 | 海上保安庁巡視船による韓国官民の居住、灯台、家屋の存在視認（同年5月7日及び同年 | |

(37)

| 年月日 | 日 本 側 | 韓 国 側 |
|------------|--|-------------------------|
| 59. 9. 17 | 9月10日)、抗議 | 竹島領有に関する韓国政府の見解(韓国側第3回) |
| 9. 18 | | 日本國船の不法侵犯に対する抗議 |
| 9. 23 | 海上保安庁巡視船により韓國官憲の未だ駐在していることの視認(同年9月15日)即時退去要求抗議 | |
| 60. 12. 22 | 海上保安庁巡視船により韓國官憲の未だ駐在していることの視認(同年12月8日)即時退去要求抗議 | |

| 年月日 | 日本側 | 韓国側 |
|---------|--|---------------------|
| 61.1.5 | | 55年12月22日付日本側口上書を反映 |
| 12.25 | 海上保安庁巡視船により韓国言憲の未だ駐在していることの認可
同年12月3日即時退去要求抗議 | |
| 12.27 | | 12月25日付日本側口上書を反映 |
| 62.2.10 | 韓国アマチュア無線連盟員の竹島不法上陸および不法無線通信活動について抗議 | |
| 62.2.26 | 韓国の独島開発協会が独島開発5カ年計画を作成したとの報道について口頭にて抗議 | |

| 年月日 | 日本側 | 韓国側 |
|---------|---|----------------|
| 62.2.13 | 即時退去要求抗議口上書あよび「竹島に關する」959年1月2日付韓國政府の見解に対する日本國政府の見解を手交 | |
| 62.2.5 | 海上保安庁巡視船により韓國官憲の未だ駐在していることを認(37年12月22日)即時退去要求抗議 | |
| 2.25 | | 2月5日付日本側口上書を反駁 |
| 62.3.3 | 海上保安庁巡視船により韓國官憲の未だ駐在していることを認(同年ノ月3ノ日)即時退去要求抗議 | |

| 年月日 | 日本側 | 韓国側 |
|------------|--|--|
| 64
3.18 | | 3月3日付日本側口上書
を反駁 |
| 11.2 | | 外務省作成の「今日の
日本」の中に竹島が日
本領土となっているこ
とに對し、抗議口上書 |
| 11.12 | 11月2日付韓国側口上
書を反駁 | |
| 65
4.10 | 海上保安庁巡視船によ
り韓国官憲の駐在を観
認(同年2月13日)即
時退去要求抗議 | |
| 5.6 | | 4月10日付日本側口上書
を反駁 |
| 12.17 | | 3件4月13日付日本側
の竹島領有に関する口
上書を反駁 |

第2表 竹島問題について日本から韓国に送った口上書類(1952年1月～65年12月)

| 内容 | 件数 | 1952 | 53 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 | 64 | 65 |
|-----------------------------------|----|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 日本領有の根拠を詳述した見解 | 4 | | 1 | 1 | 1 | | | | | | | 1 | 2 | 1 | |
| 國際司法裁判所へ付託するとの趣意 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| 竹島和平発行への抗議 | 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| 灯台設置通報への抗議 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 「鏡泊事件におけること」などへの抗議 | 4 | | | | | | | | | | | | | | |
| 「領海侵犯」「不法操縦」「施設拒止」「官憲常駐」への抗議 | 13 | | | | | | | | | | | | | | |
| 無線通信の不法活動抗議 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| 外務省作成「今日の日本」「竹島を日本領とする」とは韓國側抗議へ反映 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| その他 韓國領有権否認 | 6 | | 2 | 3 | 1 | | | | | | | | | | |

15-88

6. 竹島領有に関する日韓両國の見解

(1) 日韓間の交渉と日本側の竹島研究

以上の口上書のうちで、竹島領有の根

柢について歴史的・国際法的に詳述した

見解を相互に交換しており、日本側が最

初は 1953年7月13日に送付し、韓国側

からその年9月7日には反論があり、日本側

から翌年2月10日、その韓国側見解を

反論したのに対し、韓国側はその年9月25

日に反駁し表り、56年9月20日に日本側が

さらにはその反論を行なったのに対し、韓国

15-46

側は 59年1月7日に反駁し來り、さらば 62

年7月13日には日本側から反論した。この以降

の日本側の見解に対して韓国側から 6.5

年12月17日（日韓邦交正常化の前日）に何ら

常識的見解を述べることなく、「過去數次

にわたりすでに諭議の余地のない」とか

明らかになつたとおり、独島は大韓民国領

土の不可分の一部であり、大韓民国の合法

的な領土管轄権の行使下にあり、日本政府

が行なう独島領有権についての如何なる主張

全く考慮の対象となり得ない」とだけ述

へて。

竹島領有の主張を述べた日本政府の

見解は、歴史学、国際法学的研究を基礎に

まとめられたものである。外務省条約局では

1953年10月～54年1月 竹島問題について

誠見をもつ学者を集めて研究会を開いて

研究成果や學問的意見をきき、また研究を

プリントまたはタイプ印刷にしており、それら

により韓國政府に対する口上書の内容の充

実を期した。また一部の学者を島根、鳥

取県に出張させて竹島に関する資料を

収集させた。これら学者の研究資料で

外務省においてカリ版またはタイプ印刷によ
り作られたものは次のとおり。

1. 國際法

・ 横田喜三郎（東大教授）「竹島の領有に関する
国際法論」（1953年11月）

・ 大平善一（一橋大教授）「マックアーサー、
ラインに就いて」（1953年11月）

・ 横本重治「占領軍司令官指令、平和条約
行政協定並びに日韓議定書及び日韓協
約と竹島との關係」（1953年11月）

・ 高野雄一（東大助教授）「先占に関する
ベルリン・コンコード会議（1885年）一般議定
書（34、35条）及びアンスティテュー宣言案

(1888年ローザンス)並びに新提案(1908年
フローレンス) — とくに先占に関する通告
の問題 —」(1953年11月)

○ 齋藤一(東大助教授)「先占に関する主な
諸学説 — とくに竹島問題に關する重要
と思われる『先占の要件』についての掌説
—」(1953年11月)

○ 箕川亮(神戸外大教授)「竹島問題に
關する所見」(1953年12月)

○ 同 「竹島問題について」(1958年10月)

II. 歴史・地理学

○ 国川巻三(東洋文庫)「朝鮮政府の鬱陵
島管轄について」(1953年11月)

○ 同 「文献上明記された韓國領土の
東極」(1953年11月)

- 。 同 「竹島渡海禁制と松島」(1953年
11月)
- 。 同 「『独島』なる島名について」(1953
年11月)
- 。 同 「于山島」について」(1953年12月)
- 。 同 「于山島と鬱陵島名について」(1954
年12月)
- 。 同 「三峯島」について」(1954年12月)
- 。 末松保和(學習院大教授)・中村栄菴(名
古屋大教授)「鬱陵島はいかに呼ばれまた
書かれていいか」(1953年11月)
- 。 中村拓(横浜医大教授)「地図に現われ
た『竹島』について」(1953年11月)
- 。 中村栄菴「江戸幕府の『松島』『竹島』渡

航認可 1 (1953年)

・田川彦三「竹島領有に関する歴史的考証
(1960年3月)

・相場清訳：崔南善「鬱陵島と独島
— 韓日交渉史の一側面」(1954年)

これら学者との折衝やその学説をまとめて日本政府の竹島領有に関する見解を作成したのは、条約局第1課の川上事務官

であった。川上事務官は京都大学史学科(地理)の出身で、終戦直後から外務省において日本周辺の島々の歴史地理学的調査研究に専心していた。韓国が李ライ

を宣佈したとき(2)、それを反駁した日本側

の最初の口上書で竹島問題を取り上げた

のは川上氏の主張に基づくものであ^{る。}
川上氏の主張に基づくものであ^{る。}

(また、日本の北方領土の主張の根拠も

川上氏の研究に基づくところが多かった。)

53年8月に外務省条約局は川上事務

官の執筆した「竹島の領有」(A5版 84頁)

を刊行した。川上事務官はのちに

「竹島の歴史地理学的研究」(A5版 304
頁)、1966年8月、古今書院刊)をまと

め、京都大学から文学博士の学位を得た。

なお、韓国側の学者に協力を依頼

し、また研究成果を引用したと推定され

る。韓国側の学者の研究等は前記

崔南善「鬱陵島と獨島」のほか、大韓公

論社[※]「獨島」(1965年11月)があり、「獨

島」の中には歴史学者の申奭鎬「獨島の來

履」、李丙基「獨島の名称に対する史的考

察」、李瑄根「鬱陵島および獨島探險小

考—近世史を中心として」、崔南善「獨島は

厳然たる韓国領土」、柳洪烈「獨島は

鬱陵島の屬島」、國際法学者の朴觀淑

「独島の法的地位—國際法上の見解」。

朴庚来「独島領有権の史・法的研究」

朴大鍊「独島は韓国の領土」、言語学

者 李宗寧「私が見た独島—現地踏査

記」の論稿をのせていく。

日韓双方の竹島領有の理論と詳記し

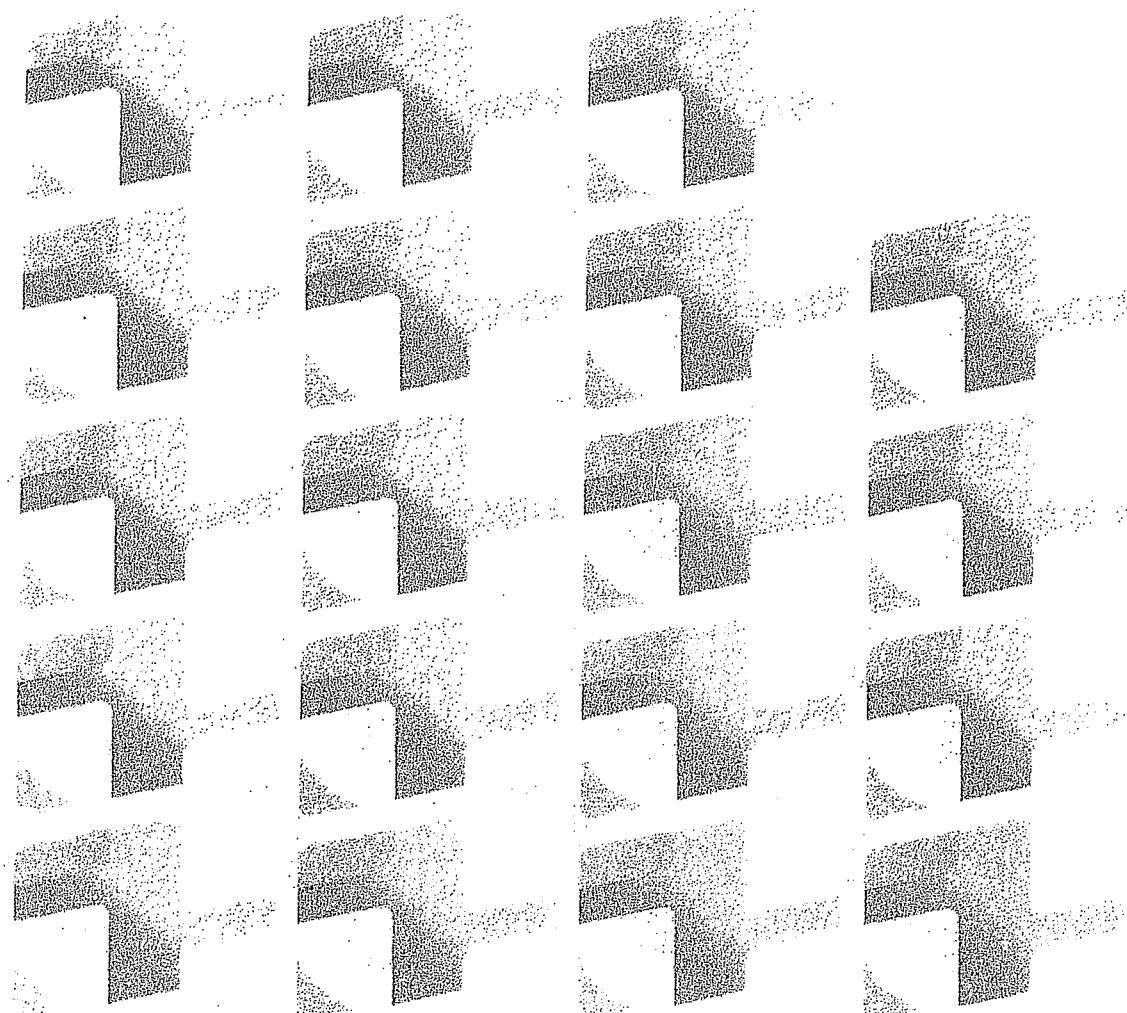
た口上書に添付した歴史的國際法的見解

(日本側4回、韓国側3回)の本文は次の

とおりである。

逐条解說

公文書管理法



きょうせい

不可能と考えられるため、利用の制限事由として規定したものである。

ただし、国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等が、国民に適切に利用されるべきものであることを踏まえれば、このような物理的な理由のみをもって文書の内容に全く触れることができなくなることは本法の意図するところではない。従って、仮に本号に定める制限事由に該当する場合であっても、原本をマイクロフィルム化、デジタルアーカイブ化したものを原本の代わりに利用に供したり、劣化防止措置や修復が施されている文書については、真に必要で合理的な期間に限って利用の制限を行うことが望まれる。

第16条

2 国立公文書館等の長は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第1号又は第2号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第8条第3項又は第11条第5項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

【趣旨】

本項は、特定歴史公文書等の利用制限に関する国立公文書館等の長の判断について定めるものである。

【解説】

1 「時の経過を考慮するとともに」

特定歴史公文書等は、行政文書又は法人文書としては既に保存期間が満了し、文書によっては作成又は取得から相当の年数が経過しているものが多数存在する。この場合、作成又は取得時、あるいは移管時においては、個人の権利利益や公共の利益を保護する必要があったものでも、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、保護の必要性が失われることもあり得る。こうした事情に鑑み、本項では、国立公文書館等の長

が、利用制限事由の該当性を判断するに当たっては、時の経過を考慮する旨を規定したものである。

なお、諸外国においては、作成から30年を経過した文書については、原則として公開するといわゆる「30年ルール」の慣行もあるが、本法においては、一定年数を経過した文書を一律に全面公開するのではなく、あくまで業務やケース毎に判断すべきであるとの考え方により、こうした「30年ルール」も踏まえて総合的な判断が行われるよう、「時の経過を考慮する」との文言を用いたものである。

2 「当該意見を参酌しなければならない」

行政文書又は法人文書から特定歴史公文書等となった文書については、当該文書を作成・取得した移管元の機関等が、当該文書に記載された内容やそれに関する施策の現状、当該文書を公にすることが所管政策分野に与える影響等に関する知見を有しているため、移管後の利用制限事由の該当性の判断においてもこうした移管元の機関等の知見を活用する必要がある。そこで、本法では、第8条第3項及び第11条第5項において、移管元の機関等が文書を移管する際に、利用制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならぬ旨を規定し、その上で国立公文書館等の長が当該意見を参酌することで、必ずしも個別の政策分野に関する専門的知見を有していない国立公文書館等の長が、より適切な判断を行うことを担保している。なお、ここに規定する「参酌」とは、各機関等の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断においても適切に反映させていくことを意味するが、最終的な判断はあくまで国立公文書館等の長に委ねられており、当該意見に国立公文書館等の長の判断が拘束されることまでをも意味するものではない。

第16条

3 国立公文書館等の長は、第1項第1号から第4号までに掲げる場合であっても、同項第1号イからニまで若しくは第2号イ若しくは口に掲げる情報又は同項第3号の制限若しくは同項第4号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くこと

執筆者一覧

| | | |
|--------|-------|-------|
| 浅井 直人 | 越尾 淳 | 高田 賀夫 |
| 植草 泰彦 | 七條 浩二 | 中原 茂仁 |
| 岡本 信一 | 杉本 慎一 | 福井 仁史 |
| 小野 隆之 | 陶山 昇平 | 渡邊 浩之 |
| 神林 真美香 | 添田 徹郎 | |

【五十音順】

*この他、内閣官房公文書管理検討室の室員をはじめとして、関係者の方の御協力をいただきました。

逐条解説 公文書管理法

2009年10月20日 初版発行

発行所 株式会社 ぎょうせい

本社 〒104-0061
東京都中央区銀座7-4-12
本部 〒136-8575
東京都江東区新木場1-18-11
TEL 03-6892-6508(編集)
03-6892-6666(営業)
フリーコール 0120-953-431

〈検印省略〉

URL <http://www.gyosei.co.jp>

印刷 ぎょうせいデジタル(株)

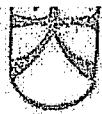
©2009 Printed in Japan

*乱丁本・落丁本はおとりかえいたします。本書の一部あるいは全部について無断で転載・複写・複製することは固く禁じられています。

ISBN978-4-324-08889-0

(5107554-00-000)

[略号：逐条公文書]



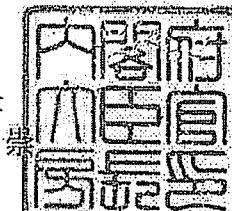
甲第 ム号証

府公第4号
平成22年1月22日

行政文書開示決定通知書

二関 辰郎 様

内閣府大臣官房長
松元 勝



平成22年1月4日付けで受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

「公文書等の管理に関する法律」の立法過程における①国会想定問答集、②内閣法制局関連資料（具体的法案（条文）化作業・審査の段階における説明資料及び法制局参事官のコメントを記載した文書）

2 不開示とした部分及びその理由

該当なし

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

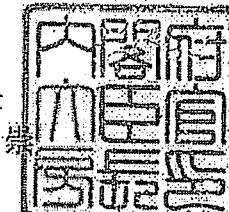
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

府 公 第 4 号
平成 22 年 1 月 22 日

行政文書開示決定通知書

二関 辰郎 様

内閣府大臣官房長
松 元



平成 22 年 1 月 4 日付けで受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

「公文書等の管理に関する法律」の立法過程における ①国会想定問答集、②内閣法制局関連資料（具体的法案（条文）化作業・審査の段階における説明資料及び法制局参事官のコメントを記載した文書）

2 不開示とした部分及びその理由

該当なし

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があつたことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(メモ) 内閣法制局第一部 仲野参事官補佐との打合せ概要
【未定稿】

日 時：平成 21 年 1 月 6 日 (火) 19:00 ~ 22:00

対応者：越尾補佐、高田主査、小野主査、中原主査、神林官

<○=先方 ●=当方>

<個人情報保護関係>

- 公文書管理法において個人情報保護法と情報公開法と関係が深い部分についてまず見て、その後直接関係のない箇所についても整合性がとれているかを見たいと思う。
- 情報公開法制定時、管理概念の中に開示は入らなかったが、今回それを入れるということは、管理の概念が広がるということか。
 - これまで開示の前提としての文書管理だった。
- 今日岡崎参事官から話があったが、公文書管理法第二章の中に開示については情報公開法によるという条文を入れるか。そうすると一般法、特別法の関係が明確になる。あってもいいかもしれない。
 - 目的に「相まって」と入れるという話があったが、これで必ずしも一般法、特別法の関係が示せるわけではない。
 - また、第四章だけ「管理」ではなく「保存・利用」となっているのはなぜか。
 - 個人情報保護法と関わりの深い条文を見ていきたいと思う。26 日の条文ではそれが落ちていたように思ったが。
 - C-2 条にある。
 - なぜ安全確保措置だけなのかという感じがする。
 - 少なくとも安全確保措置はやらなければならない。その他の部分については評価・判断を要するので、歴史公文書等の移管を受ける機関でその評価・判断ができるのかという問題がある。
 - 現在、歴史公文書等が個人情報保護法の適用除外となっているのはなぜだったか。
 - 保有個人情報の定義において、行政文書に記録されているものに限っているからである。行政機関個人情報保護法で保護する対象とする個人情報は、行政目的のために用いるものであって、行政目的が終わったものは適用除外でよいと考えていた。
 - また歴史公文書等に記載されている個人情報について訂正請求等がなされても、移管されてきたそれらの文書の内容について国立公文書館ではその正誤を確認することができない。
 - 国立公文書館では正確性を判断できないというのが理由か。
 - 個人情報を取得して使っていたところでないと訂正請求がきても判断できないのではないか。
 - そう言い切れるか。
 - 加えて、歴史公文書等においては、その内容が間違っていてもそのままに保存して

おくことも使命である。

- 歴史公文書等に対して訂正請求ができない理由としては、後者が適当なのではないかと考えている。

ただそうは言っても、個人情報保護法は個人の権利利益を保護する法律である。

- 現用段階では識別情報があれば不開示だが、公文書館の世界だと時の経過によって開示されることがある。

- 他人に閲覧される可能性がある限り、内容が間違ったままでは本人の権利侵害になる。訂正ができないならば正誤表のようなものをするのかな。少しはざれるが個人情報保護法（基本法）27条2項にある「本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置」というのがあるが、利用停止のところの条文なのであまり関係ないか。正誤表のような措置があってもいい気がする。ようなことになるか。

- 正誤表と言っても、本人が言ってきたのを添付するだけでいいのか、その真偽を確認した上で添付するのか。真偽を確認することになると国立公文書館だけではできない。

- 本当に、取得した行政機関しか確認できないのか。

また、国立公文書館においてはたとえ訂正請求が出されてもその是非を判断できないというが、本当にそうか。

是非を判断できないならば正誤表ではなく本人の主張・意見を付けるか。

- 正しいかどうかを判断するのは後世の国民なのだろう。本人の主張をそのまま添付すると言った者勝ちになってしまう。例えば、戦犯指定された者が「私は戦犯指定されていない」と言えばそれが添付されてしまうことになる。

- 安全確保措置はあった方がいい。

資料の「③利用及び提供の制限」について、行政利用について考えたい。この点については大問題になると思う。現行法において開示請求は「何人も」できることになっているが、「何人も」に国は入るのか。

- 入らない。

- 行政利用の主体は国か。

- そうである。個人の公務員が主体だと、一般国民が請求するのと変わらなくなる。

- 今回、何人も請求できるという私人を主体にした書きぶりではなくて、閲覧させなければならないという書きぶりになるが、それでよいか。公文書管理法で何も措置しなくても行政利用できるということでよいのか。行政利用を開示請求とは別の世界で整理するのならそれでいいが。歴史公文書等の行政利用をするとして、できるかどうかの整理、また行政利用と利用制限との整理を宿題にする。

- 同じ文書を行政機関と国立公文書館の両方で保有していた場合に、一方は開示請求で手数料がかかって、一方は閲覧請求で手数料がかからないということになる。

- その点は、現用と非現用で不協和音となる。

- 情報公開法の中には情報提供の条文もある。開示請求をしなくとも積極的に閲覧をさせる、閲覧制度は今でも生きていて、不開示情報がないものにあっては開示請求しなくても積極的に閲覧させるようになっている。

- 不開示情報がある程度入っている文書についてはどうなるか。

- 現用と非現用との区別について、専ら行政上の必要があるかどうかで線を引いているの

か。そうすると、一度非現用となった文書が再度現用となる場合があると思うが、その再現用はどう整理するのか。

- 新たに取得したとして整理する。例えば、法律の制定に係る文書について、保存期間が満了して国立公文書館へ移管していたが、国会の質問で法律制定の経緯等を聞かれて、過去の文書が必要となれば、それは国立公文書館から再度取得すると整理する。
- しかし一方で既に公文書館がそれを保有しているということは、その再現用文書は廃棄してもいいということか。
- そうである。
- それは公文書管理法のどこで読むのか。
- 「政令で定める期間未満の文書」で読む。
- そうすると、行政文書ファイル管理簿に記載されないということになり、開示請求できないということか。
- 行政文書ファイル管理簿に記載されていなくても、〇〇に関する文書といったかたちで開示請求はできる。管理簿は開示請求の手助けになるものとして作成していて、それが全てではない。
- 措置要求については、8条とセットの条文である。
- 資料「④提供を受ける者に対する措置要求」について、措置要求というのは、継続的に大量な個人情報を保有する場合ということでまでは、これまで条文として置かなくていいという感じか。それで説明がつきそうだな。
- 開示、訂正、利用停止の中で、開示だけは別と考えている。閲覧制限の中で考えていくべきで、行政機関個人情報保護法12条と同じ規定を設けてという話ではない。
本人への開示は、現在でも実務上行っている。
- 行政機関個人情報保護法12条の条文は私人を主語にしているが、これを公文書管理法に入れるとしたら、こういう請求があった場合は閲覧させなければならないとして、いくつかの場合に分けて書くのかな。そもそも請求として不適当なものは放っておくなど。
内容が訂正されているならば、利用停止はやりすぎか。
- 現行において個人情報ファイルは行政機関の場合は事前通知が必要で、独法の場合は作成して公表しなければならない規定となっている。個人情報に着目して歴史公文書等を取得するわけではないので、この関係の規定は不要と考える。
現在は、行政機関が移管すると言えば、移管を受けているのでもしかしたら個人情報のリストが入っているものがあるかもしれない。当然閲覧はさせていないが。いずれにしても、閲覧目録で足りると思う。
- その説明でよいだろう。

<情報公開関係>

- 皆さんわかりきっていることを書かない傾向にあるように思うが、保存期間を設定する際、業務上の必要性に加えて説明義務責任を果たさなければならない期間も加味して設定すべきか。

- 説明責務を果たす期間とは何なのかという話もあるが、農水省で問題になった事案として、個別事業の契約書を保存期間が満了したので廃棄したが、全体事業としては継続していて、全体として事業の評価をするためには各個別事業の契約書が必要となったということがあった。
- それは将来の業務の必要性ということではないか。
- 業務の必要性と説明責務責任とは一一致すると考えている。
- 一方が他方に還元できるか。還元できるなら問題ないが、何の説明責務がどう変わるのか。公文書管理法においては、非現用となった文書に対して新たに説明責務責任を課したことか。同法ができることで説明責務がどう広がるのか。
1条の目的に説明責務責任を入れたいということだったが、説明する際に、どんな説明責務が加わったのか等この説明責務責任についてもシームレスとなるという点を入れる必要がある。
では、保存期間は業務の必要性によってのみ設定される性質のものだということか。そういう整理でいいのか。
- 行政文書と特定歴史公文書等の開示の違いについて、これは情報公開法の不開示事由と新法における利用制限の根拠の違いということになるが、情報公開法の不開示事由である5条各号について見てみる必要がどうしても出てくる検討してみたい。情報公開法では不開示なのに公文書管理法では開示される場合がある。
5条の各号を3つに分類するのだろう。3号と4号で1つ、5号と6号口、ハ、ニで1つ。あとはそれ以外。これらについて、どうして情報公開法では不開示なのに、新法では閲覧制限事由にならない場合があるのかという説明をするのかな。
5号と6号について、移管されたあとは利用制限しないということだが、今もそうなっているのか。
- 現行の施行令では、利用制限をする事由としては、5条の1号～3号まで。4号から6号では利用制限しない。情報公開法施行令上もやってはいけないことになっている。
- 施行令の今のしかあげていないが、この考え方はどうなっているのか。
- 4～6号に該当するような文書は移管される類のものではないないと当時整理した。そこを論理的に説明しているものは見当たらなかった。だから1～3号のみが利用制限の事由。4、5号については検討過程のものは移管されず、内容が固まったものが移管されるという整理。また6号については、監査や検査等まさに行政の遂行に係るもので、外に出されるような文書ではないから、移管されずに保存期間満了後廃棄される文書と考えている。
- 移管されないからというのは理由になるのか。
- 閲覧が原則なので基本的には制限をかけないという方向である。
- これについて、公文書管理法においてはどうか。
- 5号以外は利用制限の事由となる。6号のロ、ハ、ニについては内部でも意見が分かれているが。今ニについては利用制限の事由としていないが、この類の文書には時間がたつても出すのが不適当な文書もあることから、これも制限事由とすべきという意見もある。
ただし、6号を制限事由とすると、各省が何でもかんでも6号を理由に利用制限をかけようとしてくることが危惧される。

- 利用規則別表の扱いはどうしたいと考えているのか。
- 学歴や職歴については 30 年を超えたなら本人に害がないから公開する。人種については 50 年。犯罪歴については 80 年以上で上限がないので永久に公開しないこともある。時の経過によって閲覧を可能とするようにしたい。
- 現在の利用制限は、情報公開法の不開示事由と 2 つの点において異なる。まず、個人の秘密という点。そして遺族の権利利益を考慮している点。
時の経過で閲覧を可能にするということだが、それは 5 条 1 号を丸写ししたのではできない。どうやってやろうとしているのか。
- 慣行として公開しているものは公開するというやり方。
- それはないだろう。
- 個人の氏名や住所を記載した江戸時代の文書は 5 条 1 号によって公開できないというとか。
- そうである。不開示情報に該当するものは開示できない。仮に 5 条 1 号を丸写しすれば、死亡した個人の情報も入ってくる。
- 慣行はダメか。
- 情報公開法では生存する個人に限っていない。だから丸写しではダメだということ。生存する個人の情報は絶対閲覧させないということにすれば保護法上整理がつくので楽になる。死亡した個人の情報について、利用規則別表を当てはめるか。要するにやりたいことがわからないとダメなので、江戸時代については公開しても問題なさそうだが、明治、昭和と順に考えていくとどうか線引きが難しい。
また専ら時の経過だけで考えるのか。それ以外に考慮すべき点はないか。時の経過だけだと簡単だ。利用制限をかける際に国立公文書館においても手間がかからないだろう。一方、国立公文書館が個人の利益と歴史的価値を計りにかけるということになるとなかなか大変。
- 外国の例では、年数で区切ると個人が亡くなった時点で区切るところがある。個人情報だから永久に見せないというのではないだろうと考えている。門地とかは本人が亡くなっても影響がある。慣行で公開できればいいと思っていた。
- 国立公文書館の慣行ではなく、社会的な慣行でなくてはいけない。生存する個人については、5 条 1 号を丸写しにするか。今、部落関係はどうなっているのか。
- 80 年以上となっていて上限がないので、永久に公開しないこともある。
- そういう弾力的な運用ができるのか。
- この別表は個人情報保護法ができる以前に館長決定で作っている。館内でも 80 年以上ではなく、どこかで区切るべきという意見もある。
- 移管基準はどこで切っているのか。昭和 20 年で区切っているのか。
これは難しい。この 1 号については要検討。問題は永遠に制限をかけるにはどうしたらいいかということか。これは考えておいて。
- 5 条 2 号について、法人が解散していればこれには当たらないということか。
- 5 条 2 号は、利益を害するかどうかに焦点を当てている。
- 法人がなくなれば利益等を保持する主体がなくなると考えていいのか。この号は条文をそのままにしておいて、当てはめるときに考えればいいのか。1 号では個人の利益に歴史

的価値が勝るということがあるが、法人の利益を後退させて、歴史的価値を優先させるということがあるのか。

- 1号の口と2号ただし書きは必要か。薬害の場合等に必要となる規定だと思うが、移管されたあとの文書についてもこのようなことは起こるか。
- まだ検討していない。
- 変に削らない方がいいかもしない。このまま置いておいた方がいいかもしない。

- 1号は手当が必要。5条3号について、該当するのは外務省のみか。農水省のWTO関係はどうなるのか。

「行政機関の長が認めることにつき・・・」となっているが、国の機関から独法へ移管されたときどうなるのか。そもそも移管されないとして押し通すのか。この条文はこのままでいいのか。移管されたあとはどうなるのか。「行政機関の長」は移管元ということだがこれでいいのか。

- 移管元でなくても例えば外務省がその文書まずいですよと言える以外の行政機関の長とも読めるので便利だと思っていた。

- そんな読み方ができるのか。1項の柱書きからすれば、そのような読み方はできない。また、柱書きが国立公文書館等は閲覧させなければならない、と変わるので、このままではダメだ。移管されたあとも「認める」と現在形でいいのか。昔まずいとして認め、今なおまずいと認めるということで現在形でいいのか。そしてこれを国立公文書館が覆せるのか。必要であれば定義を打つべき。

- 不服申立てがあった場合の諮詢先として、今は公文書管理委員会としているが、(法制局)幹部へ説明した結果、仮に情報公開・個人情報保護審査会でやれと言われたらできるのか。

- 一度事務局へ相談に行った際、制度になればやらざるを得ない仕方ないが、人と金をつけてくれと言っていた。

- 歴史公文書等なので公文書管理委員会だとなんとか言えないか。情報公開法13条の発想をとって、国立公文書館が開示しようとしたときに行政機関がちょっと待ったと言える。その意見書を手がかりに不服審査をするとして、その意見書に基づくから公文書管理委員会で審査できるというような説明はできないか。説明の文言を考えるように。閲覧請求について移管元と調整できる仕組みとする。あとは移管元と調整せずに覆せるようにするかということ。でもやはり不服のところが引っかかる。何かいい知恵はないか。公文書管理委員会が暴走肯定して何でも閲覧できるようになったらどうするのか。歴史的価値についての検討はできても、情報公開法の不開示事由の当てはめはできなさそうだ。

- 実際のところ国立公文書館の情報管理をどれくらい信用してくれるかだと思う。

- それから3号4号をこのまま使うとすると、歴史的価値とは比較できない条文となるがそれでいいのか。

- 時の経過によって相当な理由の説明がだんだん大変になるだろうと考えている。

- 時の経過は相当な理由の減少で読むのか、なるほど。

5条5号を理由とした利用制限はしないという点はこれで良さそうだ。6号のイは判断

できるのか。

- とりあえず各省の意見を鵜呑みにしておいて、不服のときに検討するということか。
- とりあえず鵜呑みにしておくというのはいいかもしれない。
- マスコミ公表情報と書いてあるにもかかわらず 6 号情報により利用制限をかけると言つてきたような場合、それを訂正させるということはあるだろうが。
- もろに歴史的価値と比較するのは 1 号関係だけか。あとは時の経過ということか。1 号は比較衡量を書くしかないのか。それを避けられるなら避けたいが。比較衡量で甲乙つけがたいときに歴史的価値が優越だとする法律もどうかと思う。
- 5 条 1 号については、どこかの時点で個人の権利利益を歴史的価値が逆転するを上回ると思う。ので、相当歴史的価値の方が重いときに優先するとなつていなければならない。どこかで線を引くかは任せらる必要があるだろう。検討すること。

3 号 4 号の不服は難しい。何か無理矢理理屈つかないか。

不服について、諮問先が 2 つあるということ自体整理しなければならない。時の経過で相当な理由がしほんでいっているのを見るという点で専門性があると整理するのか。現用・非現用で違うということで説明つくのか。なぜ 2 つ必要なのか、なんとか説明つけたいのだが。歴史公文書等であるがゆえの基準等があるならば公文書管理委員会があるのもわかるが。皆さんが朝説明したように説明するのか。一般的には公文書管理委員会でするはずだったが大事なところだけは情報公開・個人情報保護審査会でやると整理するのか。

- 後者については特に大事だから国会同意人事ということか。

公文書管理委員会は不服審査の諮問機関、公文書管理に関する政令の制定改廃について意見するという異質な 2 つの役割を持っている。それを一緒にする説明をどうするのか、岡崎参事官と雑談していた。

私個人としては、歴史公文書等は重要だから公文書管理委員会が出て行くという頭ではなく、意思決定の重要性がバックボーンになって重要な意思決定だから現用においてしっかり管理がなされるべきで、重要な意思決定だったものだからまた移管された後も同様にしっかり管理されなければならないと説明するのかと考えていた。しかしが、参事官審査で皆さんは、公文書管理法は一般法で個人情報保護法や情報公開法は特別法という位置づけだと説明した。それに合った説明書きを考えること。

- また今日の論点と関係ないが、物品管理法 40 条をそのままにしておいてよいか検討すること。
- この全体の宿題については、8 日にまとめることを目指して、9 日午前に説明するようなスケジュールでいく。

(以上)